

令和7年7月8日

物流・自動車局

自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（2）今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、[認証工場の機器要件](#)を見直す

廃止

- タイヤの傾きを測定する機器（3つ）
→ 設置不要とする
（※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的）
- 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器（3つ）
→ 普通（大型・中型）・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- エンジン、バッテリーの機能確認のための機器（3つ）
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- 整備用スキャンツールの設置を必須とする
（新規認証等から適用）

2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和

以下を満たす[指定工場（大型）](#)の最低工員数を緩和（[5人→4人](#)）

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場（中型・小型・二輪）の最低工員数（4人）の見直し
については、引き続き、調査検討

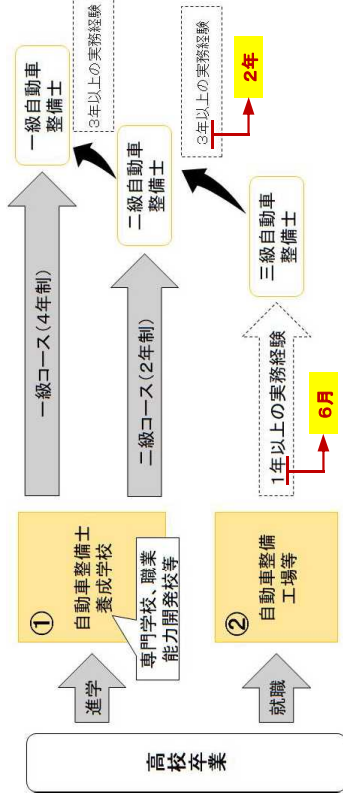
3. 自動運転車の検査員要件の強化

[自動運転車の検査](#)を行う検査員を[1級自動車整備士](#)に限る

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

[2級、3級、特殊の自動車整備士資格](#)を取得するための
[実務経験期間を短縮](#)（座学で補完）

2級自動車整備士 3年 → **2年**
3級自動車整備士 1年 → **6月**
特殊自動車整備士 2年 → **1年4カ月**



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、
[携帯電話等への「電子的方法」](#)による保存でも可とする
（ただし、求められた場合に速やかに提示できること）
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修（法令）」、
「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」
について、[オンライン方式](#)を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、[目視に代えて、スキャンツール等による確認](#)でも可とする範囲を拡大する

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

タイヤの傾きを測定する機器※



①トーインゲージ



②キャンバークヤスタゲージ



③ターニングラジアスゲージ



④ホイールプーラ



⑤グリースガン/シャシ・ルブリケータ



⑥ベアリングレースプーラ



⑦比重計



⑧エンジンタコメスタ



⑨タイミングライト



⑩整備用スキャンツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

⑦はバッテリーテスタ、
⑧⑨は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

認証の
新規取得時等から
義務付け

追加

電子整備に必要な

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)
については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

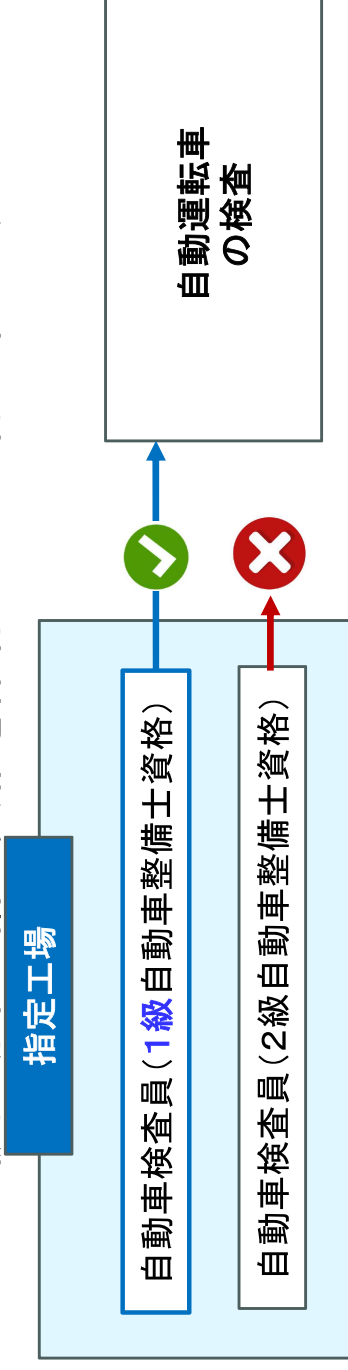
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和11年4月1日

その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、
①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

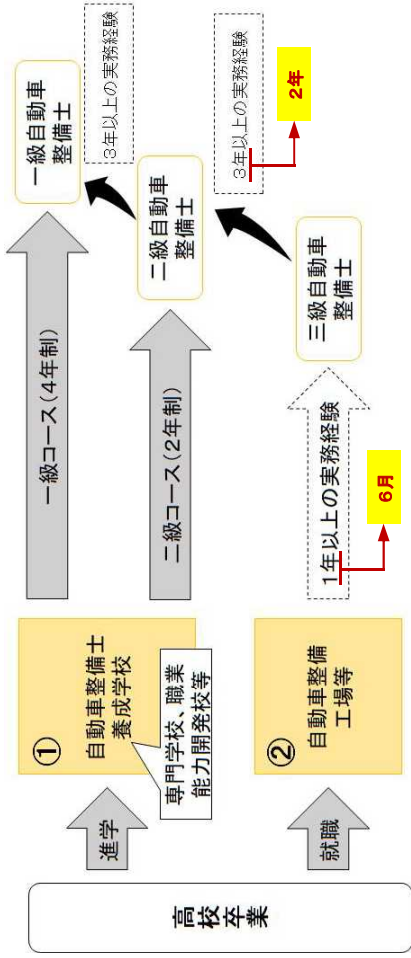
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要（省令）

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	<u>2年</u>
3級自動車整備士	1年	→	<u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年	→	<u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかねばならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
（実技講習は、引き続き、対面で実施）



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布： 令和7年7月8日

施 行： 公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間

③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能

④二次空気供給装置の機能

⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの床面とのすき間をノギス等で測定

(今後)

・ スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減(平均)




ペダルと床のすき間

今後のスケジュール

公 布:	令和7年7月8日
施 行:	令和7年10月8日

8

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 6 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あてに別添のとおり通知したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 6 日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」（平成 24 年 3 月 14 日付、国自整第 156 号）記 2. に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」（平成 24 年 3 月 23 日付、事務連絡）により通知したところですが、今般、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、事業者の指導に活用されますようお願いします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添えます。

14

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番号					点検日	令和 年 月 日					実施者					
事業場名											条件	軸重	kg以下		その他条件	
												車両重量・車両総重量	kg以下・未満			
対象自動車	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	小四	小三	小二	軽	大特	燃料等						
										大特						
工員数(B)	名	内訳	1級整備士※		名		整備士保有率(A)／(B)		自動車検査員							
			2級整備士※		名											
			3級整備士※		名											
			小計(A)		名		%									
			1～3級整備士以外の工員		名		※(A)／(B)の値≧1／3以上必須									

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

	確認項目	適 ・ 否	備考
Ⅰ 認証関係	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適 ・ 否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適 ・ 否	
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適 ・ 否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否	
	5 外注作業について適切に運用されているか	適 ・ 否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部位のできれば確認が必要))
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8 エーミング作業等が適切に実施されているか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9 電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12 完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
Ⅱ 事業場全般	1 指定基準(工員数(4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含み省力化機器を保有していない場合は5名以上)、整備士保有率(1／3))は適合しているか	適 ・ 否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適 ・ 否	
	3 検査用機械器具に変更はないか	適 ・ 否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っていないか	適 ・ 否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適 ・ 否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適 ・ 否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適 ・ 否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適 ・ 否	
	9 認証・指定標識を公衆に見易いように掲示してあるか	適 ・ 否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適 ・ 否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適 ・ 否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適 ・ 否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適 ・ 否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適 ・ 否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適 ・ 否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。
	16 各種システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理され、登録情報が最新であるか	適 ・ 否	

	確認項目	適	・	否	備考
Ⅲ 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	・	否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	・	否	
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適	・	否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	・	否	
	5 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか	適	・	否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	・	否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	・	否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	・	否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	・	否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適	・	否	
Ⅳ 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適	・	否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	・	否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	・	否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	・	否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	・	否	
Ⅴ 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	・	否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	・	否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	・	否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	・	否	
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っているか	適	・	否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	・	否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	・	否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	・	否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	・	否	
	10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適	・	否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	・	否	
	12 検査用機械器具が故障等しているのに検査が行われていないか	適	・	否	
	13 検査用機械器具の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	・	否	
Ⅵ 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	・	否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	・	否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	・	否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか	適	・	否	
Ⅶ 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	・	否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適	・	否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	・	否	
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適	・	否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	・	否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	・	否	
Ⅷ その他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	・	否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	・	否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適	・	否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	・	否	
	5 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適	・	否	

事 務 連 絡
令和7年8月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車の OBD 検査開始について（協力依頼）

令和6年10月1日に本格運用が開始された OBD 検査にあつては、本年10月1日よりその対象が輸入車まで拡大されるところ、各地方運輸局、沖縄総合事務局による確認の結果、輸入車を主に扱う指定自動車整備事業者について、OBD 検査システムへの登録が完了していない等、OBD 検査を行うための準備が未だ整っていない事業者が散見されるところです。

ついては、下記の輸入車の OBD 検査開始及び OBD 検査を行うために必要となる準備について、傘下会員に周知するようお願い申し上げます。

記

1. 輸入車の OBD 検査開始

- ・令和7年10月1日より、輸入車の OBD 検査が開始されます。
- ・指定自動車整備事業者にあつては、OBD 検査が必要な車両について漏れなく OBD 検査を実施されるようご注意ください。

2. OBD 検査を行うために必要となる準備

- ・OBD 検査の開始には検査用スキャンツールの備え付けのみでなく、OBD 検査システムへの登録をはじめとした諸手続・作業が必要となります。
- ・OBD 検査に必要な準備等については、(独)自動車技術総合機構が提供している「OBD 検査ポータル」にてご確認ください。

(OBD 検査ポータル 検査の実施準備)

<https://www.obd.naltec.go.jp/preparation/>



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車整備業における適正取引の徹底について

自動車整備業における適正取引の推進については、令和 6 年 5 月 13 日付け国自整第 47 号にて依頼したところです。引き続き、貴会におかれては、会員企業に対して、特に次の点に留意するとともに、整備作業を外注する場合等における下請事業者に対して公正な競争を阻害するおそれのある行為をしないよう周知をお願いします。

記

1. 労務費指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）に抵触する恐れがあること。
2. 下請事業者に対して、親事業者が自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額を行うこと、一方的に著しく低い対価での取引を要請する等の行為をしないこと。
3. 下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定める等の行為をしないこと。
4. 親事業者は下請事業者に対して、次の費用を適切に支払うこと。
 - (i) 親事業者と下請け事業者との間で交換部品を運送する費用
 - (ii) 不要となった部品を廃棄処分する費用

参照条文

■ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

令和7年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

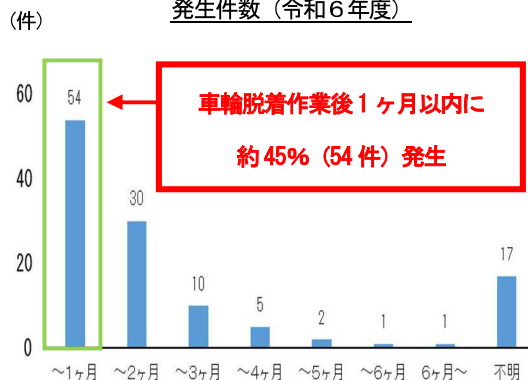
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

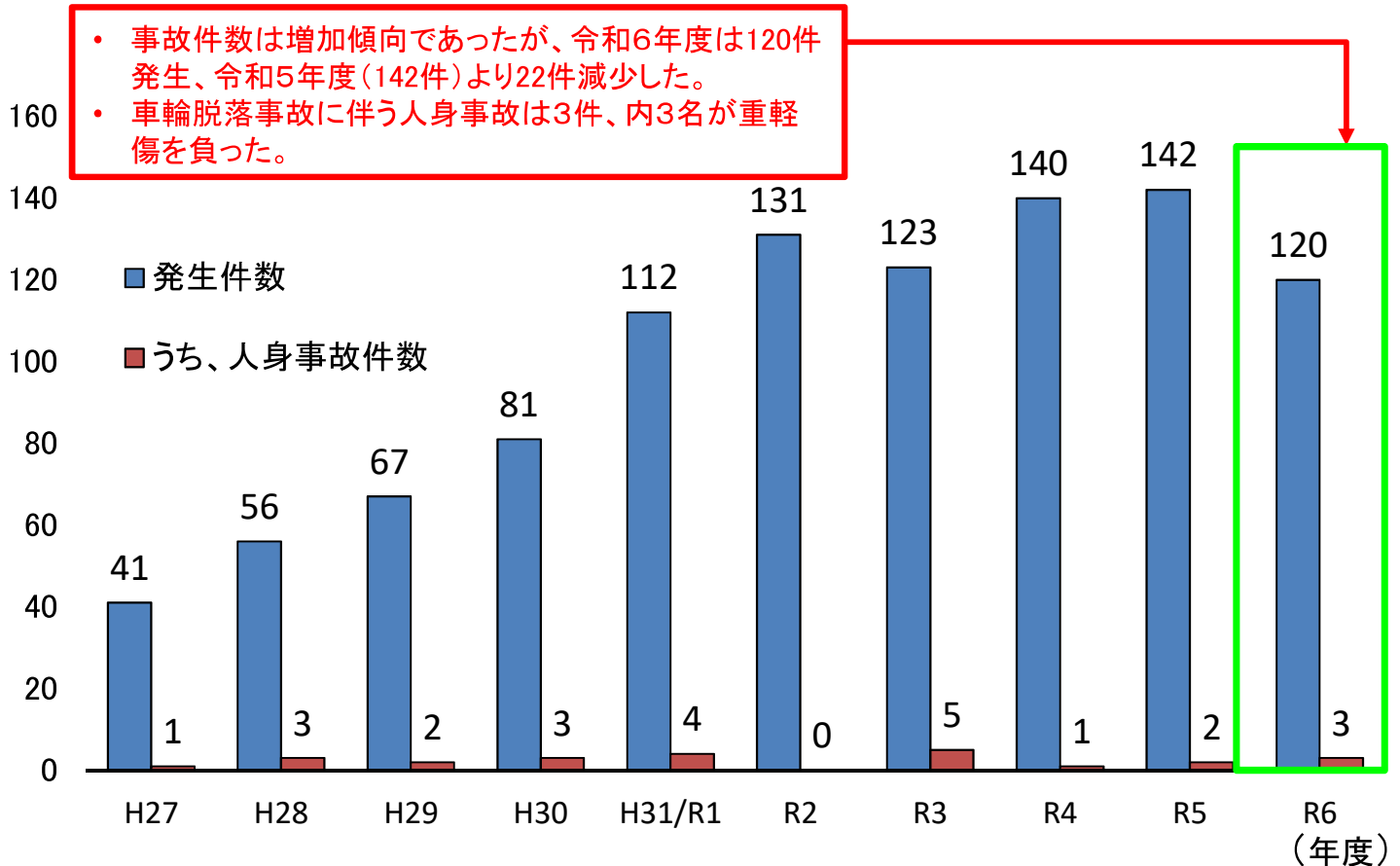
<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42413）

直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

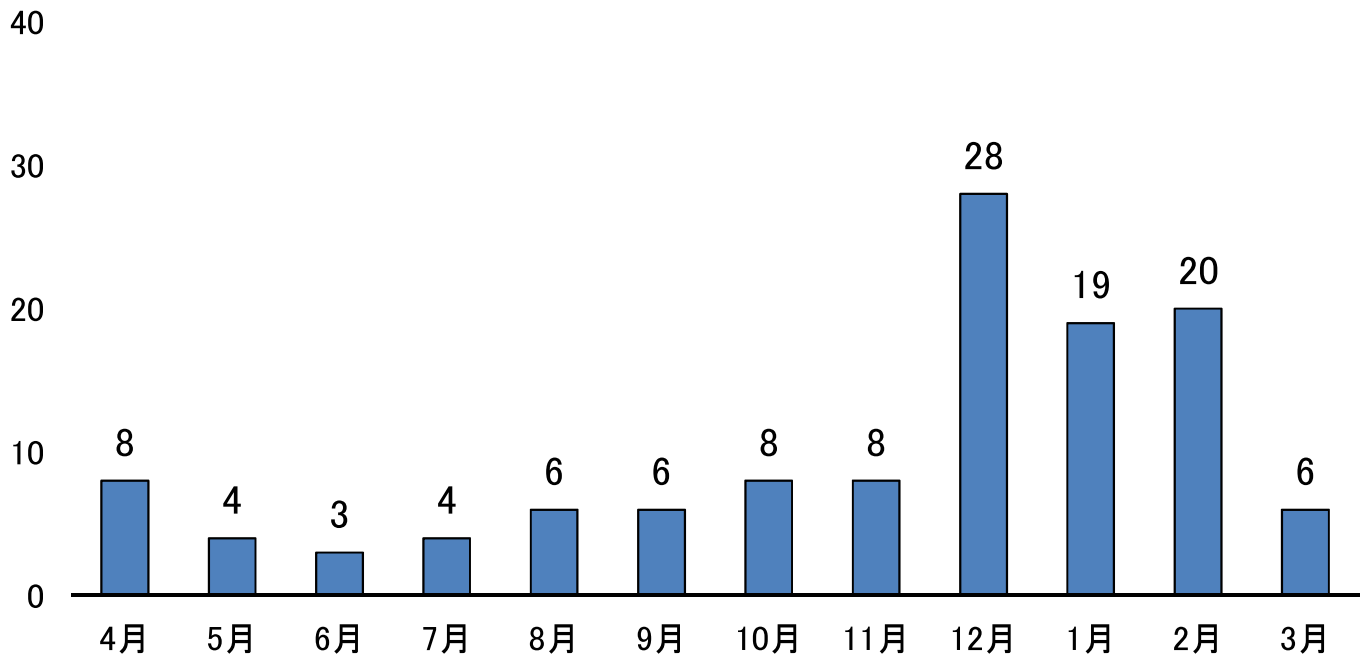
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

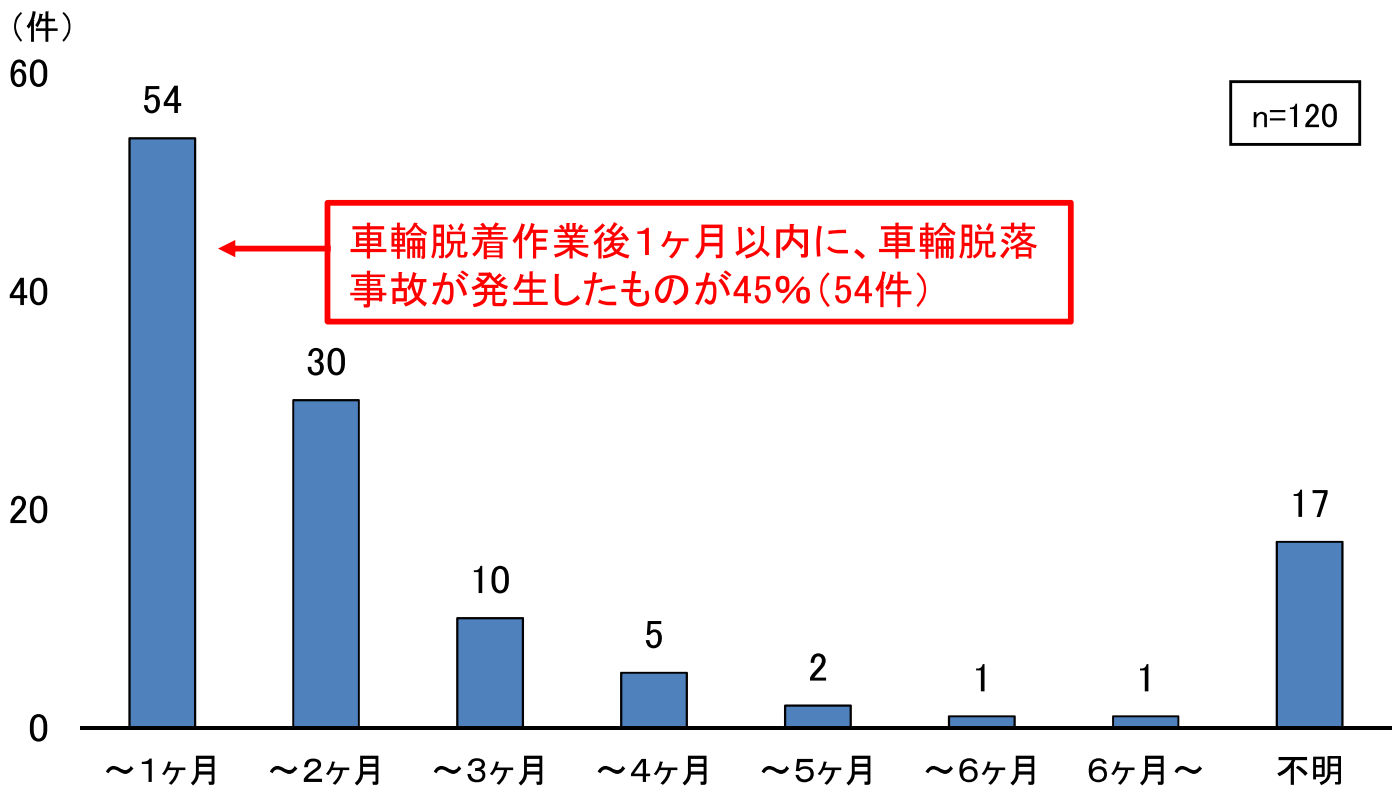
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

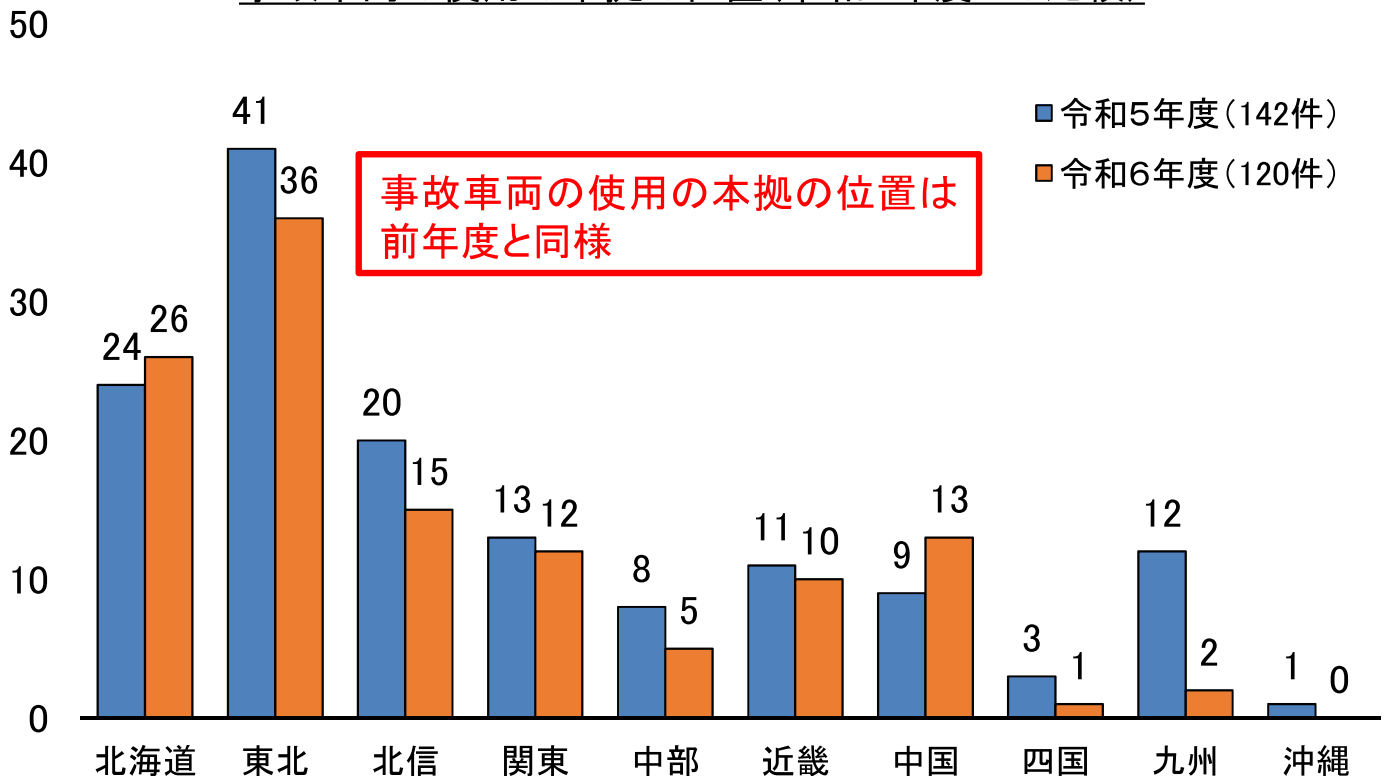
車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



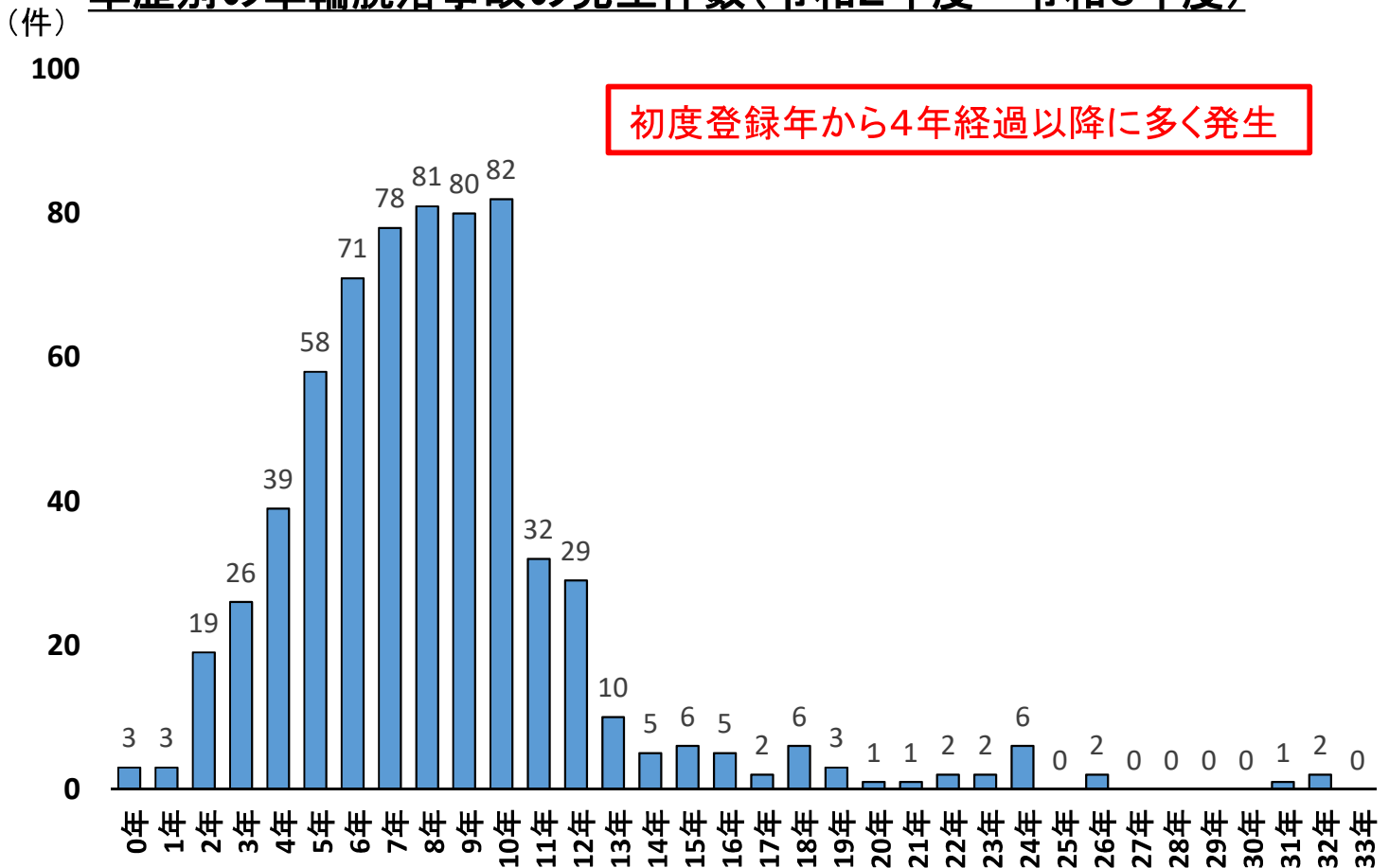
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

(件) 事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



車輪脱落事故発生状況

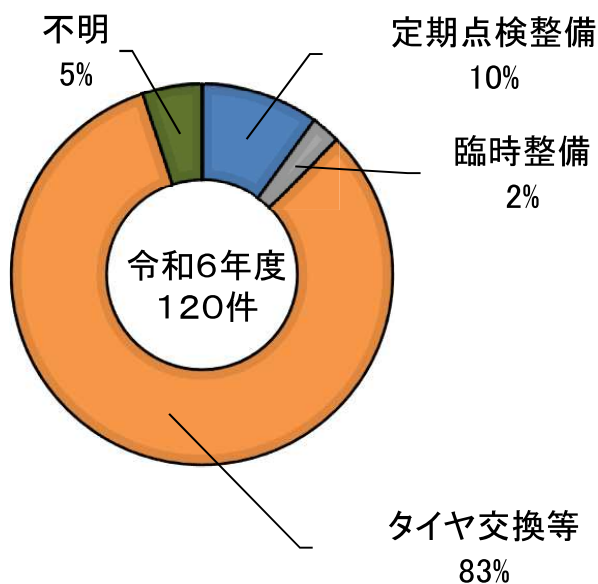
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

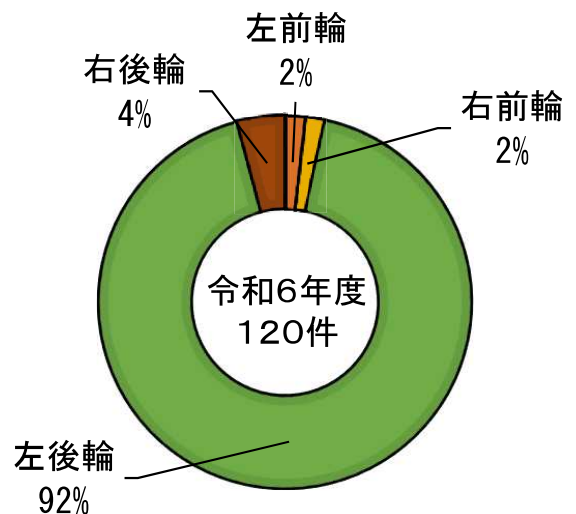
冬用タイヤなどタイヤ交換等が
大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、
前年度と変化なし

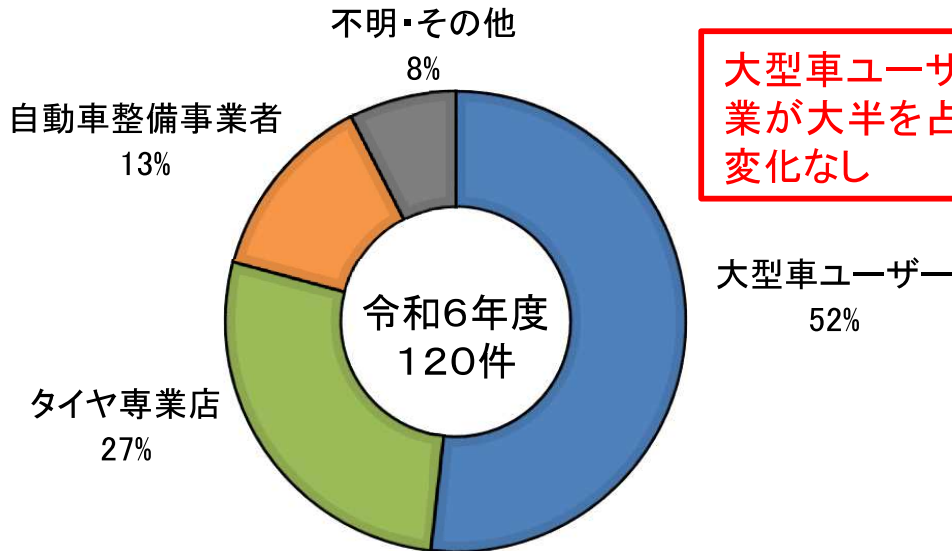
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (62件のうち)	タイヤ専門店 (33件のうち)	整備事業者 (16件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



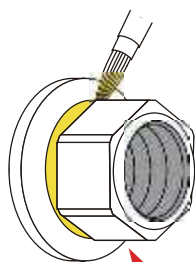
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

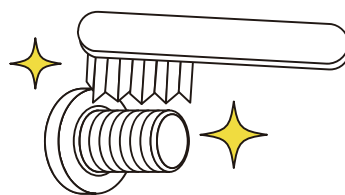
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

©くまみね工房

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

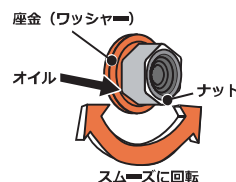
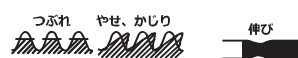
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、
こちらから！



一般
社団法人

日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)



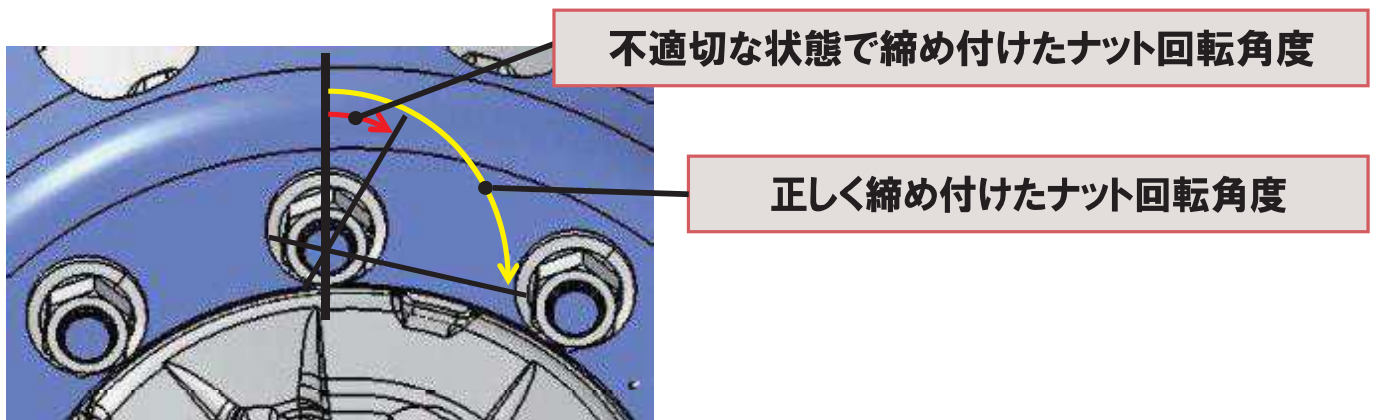
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

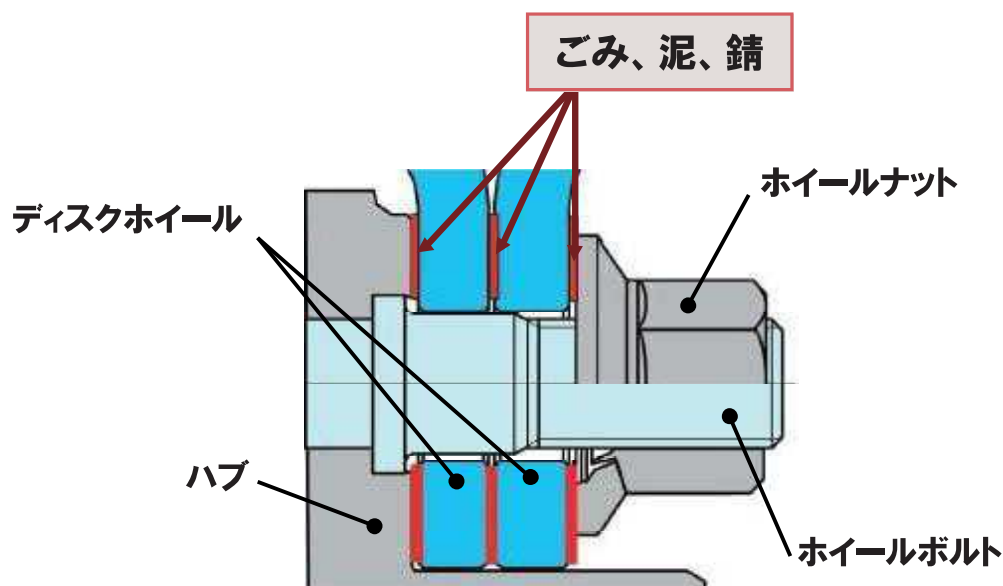
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がととても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

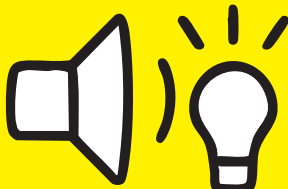
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません

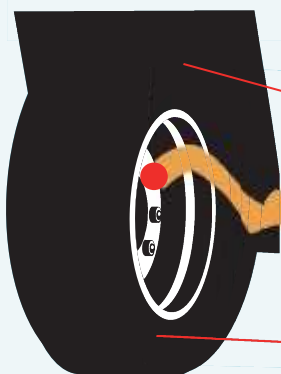


簡単脱着

簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

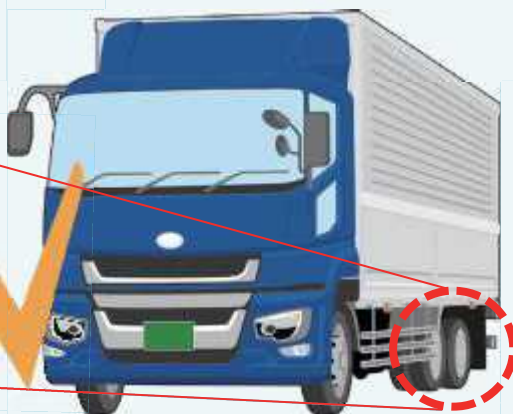
Step-1



① 車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

Step-2



② 電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

Step-3



③ ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク

配送遅延、事故報道

資金リスク

運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



補助率：費用の1/2（上限5万円／台）
対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了
補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。
取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISO ホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限ります。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありませんので（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車整備業における適正取引のさらなる徹底について

自動車整備業における下請事業者に対する適正取引について、令和 7 年 4 月 30 日付け国自整第 32 号及び令和 7 年 9 月 2 日付け国自整第 116 号において会員企業に対し、次の点に留意するよう周知徹底を依頼したところです。

このような中、本日、公正取引委員会及び中小企業庁より、令和 7 年 4 月以降実施した「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査結果」が公表されました。貴会におかれては、会員企業に対して、集中調査の結果を周知するとともに、整備作業を外注する場合等における下請事業者に対して公正な競争を阻害するおそれのある行為をしないよう、改めて徹底をお願いします。

記

1. 労務費指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）に抵触する恐れがあること。
2. 下請事業者に対して、親事業者が自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額を行うこと、一方的に著しく低い対価での取引を要請する等の行為をしないこと。
3. 下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定める等の行為をしないこと。
4. 親事業者は下請事業者に対して、次の費用を適切に支払うこと。
 - (i) 親事業者と下請け事業者との間で交換部品を運送する費用
 - (ii) 不要となった部品を廃棄処分する費用
 - (iii) 下請け事業者が修理顧客に代車を貸し出した場合の費用

参照条文

■ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 2 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 御中

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における
OBD 検査の有効性の取扱い等について (周知)

OBD 検査及び OBD 確認 (以下「OBD 検査等」という。) の実施に当たっては、指定自動車整備事業規則 (昭和 37 年運輸省令第 49 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に定める自動車検査用機械器具 (以下「検査器具」という。) として (一社) 日本自動車機械工具協会 (以下「機工協」という。) が行う型式認定を受けた検査用スキャンツールを使用することとしている。また、検査用スキャンツールの製作者等は、型式認定を受けた検査用スキャンツールの構造、装置又は機能を変更しようとする場合には、機工協が定めるところにより、構造等変更試験を受けなければならないこととされている。

他方で、検査用スキャンツールの製作者等は、その製作した検査用スキャンツールについて技術基準等に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合等には、速やかにソフトウェアアップデート等の改善措置 (以下単に「改善措置」という。) を講じる必要がある。

したがって、検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性や事前に OBD 検査等を実施した車両に対する独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会 (以下「機構等」という。) における基準適合性審査等については、別紙 1、2 のとおり取り扱うものとする。

型式認定を受けた検査用スキャンツールにおける OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールについては、そのバージョン等が認定された旨の事実が機工協において公表された時点から、検査器具として取り扱って差し支えない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協がバージョン等について認定を行って間もない検査用スキャンツールについては、OBD 検査システムへの型式認定情報の反映に所定の時間がかかることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に「お使いの検査用スキャンツールは認定されていない可能性があります。」の文字（以下「非認定メッセージ」という。）が表示される可能性がある。ただし、この場合においても、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 278 号。以下「OBD 取扱規定」という。）7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールであって、その製作者等が改善措置を講じようとし、又は講じたものは、機工協による構造等変更試験その他の手続（以下「構造等変更試験等」という。）前であっても、検査器具として取り扱って差し支えない。ただし、当該製作者等が、当該検査用スキャンツールが OBD 検査を適切に実施できない状態にあると認め、機工協がその旨を公表した場合、又は機工協が当該検査用スキャンツールの型式認定を取り消した場合は、この限りでない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協による構造等変更試験等の前に改善措置が講じられ、ドライバー又はファームウェアのバージョンが変更された検査用スキャンツールについては、型式認定時のバージョンと異なることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に非認定メッセージが表示される。ただし、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、OBD 取扱規定 7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

国自整第 1 2 5 号の 2
国官参自保第 2 1 5 号の 2
令和 7 年 1 0 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合
事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周
知徹底をお願いします。

国自整第125号
国官参自保第215号
令和7年10月1日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱
について」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車
第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日	自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長	物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長
自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて	自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。	標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。
附則（略） <u>附則（令和7年10月1日 国自整第125号、国官参自保第215号）（新設）</u> <u>改正後の通達は、令和7年10月1日から施行する。</u>	附則（略） <u>（新設）</u>
別紙 1～4（略）	別紙 1～4（略）

別記1 (略)

別記 2

保險会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A O 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 O O (※重層事業) 本部	J A O O (※重層事業)
アーク・ユア・オニセ・ナリ・エス・ピー・エイ	ゼナリ	O O O (※重層事業) 共済農業協同組合連合会	J A O O O (※重層事業)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	O O O 農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イー・デザイン損害保険株式会社	イー・デザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
SBI損害保険株式会社	SBI	新湿地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
サ・ユ・エ・ガ・ク・ア・カ・シ・セ・イ・フ・ト	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイ・アイ・傷害火災保険株式会社	ジェイ・アイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
SOMPOダイレクト損害保険株式会社	SOMPOダイレクト	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損害ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北海道共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チェーリビ・インシュアランス・カンパニー	チェーリビ	関東自動車共済協同組合	関東自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

国自情第259号
国自整第193号
令和7年12月18日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長
自動車整備課長

行政書士法の一部を改正する法律の施行について（周知依頼）

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が、令和8年1月1日に施行されます。本改正については、令和7年6月13日付で総務省自治行政局長から国土交通省官房長宛てに別添が通知されています。

今回の行政書士法の改正では、行政書士や行政書士法人でない者が他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することができないという従来の解釈が条文上においても明確化されました。当該行為を行った場合、従来と同様、同法第19条第1項（業務の制限）違反として処罰されるおそれがあります。

つきましては、貴連合会においても、本改正及び別添の趣旨・内容を踏まえ、引き続き、適切に対応していただきますよう傘下会員に周知をお願いします。

総行行第281号
令和7年6月13日

各府省官房長等 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について (通知)

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和8年1月1日に施行されることとされています。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士（改正法による改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「新法」という。）第1条の4第2項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。）が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。）に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第19条第1項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

各行政手続の所管部局におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、業務の制限に関する規定の改正によりその趣旨が明確化されることを踏まえ、別添の地方公共団体における取組も参考としながら、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、本府省及び各地方支分部局等の各申請窓口にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

記

1. 特定行政書士の業務範囲の拡大

新法第1条の4第1項第2号に基づき、特定行政書士が、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係

る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされたこと。

これにより、これまでは、許認可等の申請を申請者本人が行った場合において、当該申請に係る処分に不服があるときは、他の法律において不服申立ての手續を代理できる者が定められている場合を除き、申請者本人又は弁護士に依頼して不服申立てを行うものであったが、本改正により、これらの者に加え、特定行政書士に依頼して不服申立てを行うことも可能となること。

2. 業務の制限規定の趣旨の明確化

改正法による改正前の行政書士法第19条第1項（業務の制限）において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定されていたが、改正法においては、本規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。

これは、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ろうとする趣旨によるものであること。

< 参照条文 >

●改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号） ※令和8年1月1日施行

（業務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 〔略〕

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。

三・四 〔略〕

2 〔略〕

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手續について、当該手續に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 〔略〕

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 23 日

各地方運輸局自動車技術安全整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

今般、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスを令和 8 年 1 月 4 日から 1 月 5 日の一部時間帯に行う予定としており、下記 1. のとおり電子車検証特設サイトにて案内されているところです。

指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認にあつては、オンラインモードでの車検証閲覧アプリにより確認した車検証情報により行うように指導しているところですが、当該メンテナンス期間中においては、車検証閲覧アプリ（以下、アプリという。）のオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ないことから、当該期間において指定自動車整備事業者が完成検査に係る同一性確認を行う場合にあっては、下記 2. のとおり取扱うよう指定自動車整備事業者に指導されたい。

また、今後、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス等によりアプリのオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ない場合においても、下記 2. により取扱って差し支えない。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に通知したことを申し添える。

記

1. 車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスについて

（1）システムメンテナンス作業時間（予定）：

令和 8 年 1 月 4 日（日）10 時 ～ 令和 8 年 1 月 5 日（月）8 時 30 分

（2）メンテナンス作業時間帯は、車検証閲覧サービス全体（車検証閲覧アプリ（iOS 版、Android 版、PC 版）、車検証閲覧 API）をご利用いただけません。詳細については、以下の電子車検証特設サイトにてご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/news>

2. システムメンテナンス期間等（アプリの不具合発生時を含む。）における取扱いについて

（１）アプリのオンラインモードにより車検証情報が閲覧できない場合における完成検査に係る同一性確認の取扱いは、以下により検査車両の同一性を確認して差し支えない。

①事前に印刷・出力された「自動車検査証記録事項」（直近の継続検査等の際に配布されたもの、アプリより出力されたもの等）があり、かつ、その記載内容が最新のものであると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及び当該最新の「自動車検査証記録事項」により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

②アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

③アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できない場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認しないこと。

（２）（１）の取扱いを行った場合にあっては、指定自動車整備事業者において事後的に確認できるように指定整備記録簿等にその旨を記載する等、記録を残すことが望ましい。

別添

事 務 連 絡
令和7年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（保安）課長及び
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周
知願います。

事務連絡
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1.(1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1.(2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

別添：自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

点検箇所		点検項目	点検の実施方法の例
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	○乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。 ○ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。
	リザーバ・タンク	液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。 ○リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
走行装置	ホイール	(※1)タイヤの状態	○リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。

			○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	○リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検します。
	エア・サスペンション	エア漏れ	○エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	○クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。 ○レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。) ○アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを

			踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用	○アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。
		液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
	トランスミッション及びトランスファ	(※1)油漏れ及び油量	(油漏れの点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部から油漏れがないかを目視などにより点検します。 <A/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からの油漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 (油量の点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。) <A/T車> ○水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレ

			ーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージにより油量を点検します。 (トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。) ○レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。
	デファレンシャル	(※1)油漏れ及び油量	○リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。 (油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)
電気装置	点火装置	(※1)(※2)点火プラグの状態	○点火プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を行います。 ・電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
原動機	本体	低速及び加速の状態	○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、

			ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の色	<ガソリン車、LPG 車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。 <ディーゼル車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。
	潤滑装置	油漏れ	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから油漏れがないか。 ・オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。 ○ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。 ・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
		(※3)ガス容器及びガス容器付属品の損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。

		いか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。
車枠及び車体	緩み及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検します。 ○ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。

①(※1)印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②(※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

④本表は、一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例を定めたものであり、自動車メーカー等のユーザーマニュアル等も参照しつつ、自家用車活用事業の用に供される自家用自動車に応じて点検の実施方法の例に掲げる以外の方法での点検を妨げるものではない。

⑤自家用車活用事業の用に供される自家用自動車が本表の点検箇所を備えていない場合にあっては、当該点検箇所の点検を省略することができる。

日本版ライドシェアの中間点検※は ドライバー自身でも可能です！

※簡略化された中間点検の場合



国土交通省通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け国自整第283号）」に基づき、所定の要件を満たした場合の簡略化された中間点検（簡略化点検）は、ドライバー（使用者）による点検も可能です。

（所定の要件）

直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車

Q1：ドライバーでの簡略化点検実施にあたり注意点はありますか？

ライドシェア事業者は自家用自動車の点検整備の実施に責任を負うことからドライバーに対して簡略化点検の実施にあたり適切な指示を行うとともに、点検が適切に行われていることを確認できる記録をドライバーから入手する必要があります。

Q2：必ずドライバーが実施しなければいけませんか？

必ずしもドライバーの方が実施する必要はございません。ドライバーが点検の知識や工具が無いなど不安な場合は無理にドライバーに簡略化点検を実施させず、整備工場等に依頼することをお勧めします。

Q3：特殊な構造の自動車ですが自身による中間点検は可能ですか？

特殊であろうと制限はございませんが、不安な場合は知見のある整備工場等に依頼することをお勧めいたします。

国自情第355号
国自整第247号
令和8年2月26日

（一社）日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車情報課長
自動車整備課長

運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び
自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いの廃止について（依頼）

国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」といいます。）の拡大をはじめとする自動車保有関係手続のDX化を進めています。

その一環として、平成29年には「電子保安基準適合証の利用促進について（依頼）」（平成29年11月17日付け国自情報第164号、国自整第217号）により「一定の期間を定め、継続検査の申請に当たっては、OSS・非OSSの如何にかかわらず原則電磁的方法により保安基準適合証を提出して頂く」旨周知したところです。

今般、運輸支局等の検査窓口のDX化のため、令和10年1月以降、検査窓口における受付は「自動受付機」により行うこととし、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いを原則廃止予定であることから、貴連合会におかれましては、以上の経緯及び状況をご理解の上、下記の事項につきご協力頂きますよう、対応方よろしくお願いします。

記

1. 傘下会員及びその加入事業者に対し、令和10年1月以降、運輸支局等の検査窓口における受付は申請者が自ら「自動受付機」により行い、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いは原則廃止される旨周知すること。
2. 傘下会員に対し、以下の点を要請すること
 - （1）令和10年1月以降、紙の保安基準適合証の様式の作成・配布を行わないこと。
 - （2）会員の指定自動車整備事業者が保安基準適合証の電子化に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。
 - （3）会員の自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む。）が自動車損害賠償責任保険証明書の電子的な提示に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。

事 務 連 絡
令和8年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の
取扱いに係る留意事項について（依頼）

近年、一部の指定自動車整備事業者において、前面ガラス及び側面ガラスにフィルム類が装着された自動車の点検整備等にあたり、可視光線透過率測定器（以下、測定器という。）による可視光線透過率の計測を行っていないにも関わらず、保安基準に適合していないおそれがあると説明して自動車ユーザーにフィルム類の剝離を指示する事案が発生しているとの情報が寄せられています。

また、指定自動車整備事業者による当該測定機の取扱い方法が十分に理解されていないことにより、本来であれば保安基準に適合するものが不適合と判断される事例も発生しているとのことです。

つきましては、フィルム類が装着された自動車の取扱いにあっては、下記の事項について特段のご留意をいただきますよう貴会傘下会員に周知をお願いします。

記

1. 自動車ユーザー保護の観点からの留意事項

- ・ 自動車ユーザーに対してフィルム類を剝がす必要がある旨の説明を行う際には、可視光線透過率の計測を行い、計測結果を用いて丁寧かつ明確に説明すること。
- ・ 自社で計測ができない場合にあっては、当該フィルム類が装着された状態では自社で保安基準適合性の判断ができない旨とその理由を自動車ユーザーに対し丁寧かつ明確に説明すること。

2. 計測器の適切な取扱いに関する留意事項

- ・ 測定器の取扱説明書等に基づき、正しい手順で計測すること。
- ・ 計測前には必ず当該機器の校正手順に基づき校正を実施し、精度が確保された状態で計測すること。

令和 8 年 3 月 24 日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！

～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。

このたび令和 8 年 4 月 1 日より、これまで窓口または郵送で行っていた 11 の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

1. 対象手続きと利用開始時期

令和 8 年 4 月 1 日より、以下の 11 手続きがオンライン申請に対応します。

【自動車特定整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 整備主任者の選任届出・変更届出

【指定自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 自動車検査員の選任届出・変更届出

【優良自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出 / 辞退等届出

2. オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Gov を通じてオンライン申請が可能です。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

（右記二次元コードからもアクセス可能です）



ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車整備課 富岡、佐々木

代表 03-5253-8111（内線 42423） 直通 03-5253-8599

令和8年4月～

自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から
各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を
自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

電子申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能



✓ 行政機関までの移動が不要



✓ パソコンで申請後の状況を確認



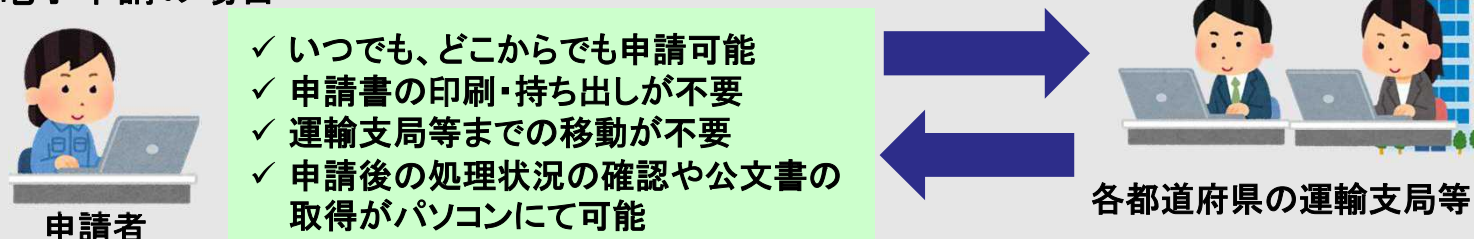
✓ パソコンで公文書取得が可能



■紙申請の場合



■電子申請の場合



電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
整備主任者の選任・変更届出

指定自動車整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
自動車検査員の選任・変更届出

優良自動車整備事業

新規申請
変更届出
辞退等届出

令和8年4月より利用開始

オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



電子申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請システム

パソコンの環境設定

申請書/届出書、 添付資料の作成

申請書/届出書、 添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。
ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。**なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。**
作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos_ei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3786-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



GビズIDに関すること

GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)



申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979

受付時間: 平日 8:30～17:15

(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

記載事項や必要な添付書面等 具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。**特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。**

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課

03-5253-8111

国自整第 280 号
令和 8 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 280 号
令和 8 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり記載修正のため改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の改正について

(新)		(旧)	
2	違反点数の取扱い (1) 事業場の違反点数について ①～③ (略) ④ 3 (3)、4 (3)、及び5の行政処分並びに文書警告であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。 ア～イ (略)	2	違反点数の取扱い (1) 事業場の違反点数について ①～③ (略) ④ 3 (3)、4 (3)、及び5の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。 ア～イ (略)

附則 (令和8年3月31日付け 国自整第280号)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。
- ただし、2 (1) ④に限り令和7年6月30日から令和8年3月31日の間に行われた違反についても、この基準を適用する。

事 務 連 絡
令和8年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和8年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付、国自整第127号）については、令和7年3月31日付で改正されたところだが、刑法改正に伴う記載修正及び検査員の不正証明行為に対する取扱いについて記載もれ修正のため、別添の新旧対照表のとおり修正を行うので留意されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

<

国 自 整 第 279 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 自 動 車 整 備 課 長

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

国自整第 279 号の 2
令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
B S サミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
（ 公 印 省 略 ）

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」
(令和7年7月8日付け国自整第70号)の一部改正について(新旧対照表)

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第70号 令和7年7月8日 <u>国自整第279号</u> <u>最終改正 令和8年3月31日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文 (略) <u>附則 (令和8年3月31日 国自整第279号)</u> <u>本改正規定は、令和8年3月31日から施行する。</u> 別添 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項	国自整第70号 令和7年7月8日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文 (略) <u>(新設)</u> 別添 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項

第1 共通事項 1. 基本方針 「道路運送車両法施行規則」（昭和26年運輸省令第74号）に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習及び「指定自動車整備事業規則」（昭和37年運輸省令第49号）に規定する自動車検査員研修（以下「<u>研修等</u>」という。）並びに「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号）に規定する自動車整備士養成施設の教育（以下「<u>教育</u>」という。）について適用し、<u>研修等は第2を、教育は第3をそれぞれ適用する。</u> <u>（研修等又は教育における留意事項としてそれぞれ第2、第3に移設）</u> 2. 配信方式 オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。 1) サテライト配信方式 サテライト配信方式とは、対面により講師又は<u>学科指導員</u>が説明等を行う会場（以下「<u>本会場</u>」という。）と本会場以外の会場（以下「<u>別会場</u>」という。）を、情報通信機器を通して、同時に<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。 2) ライブ配信方式 ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。 3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。	<u>（新設）</u> 1. 基本方針 「道路運送車両法施行規則」（昭和26年運輸省令第74号）に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習「指定自動車整備事業規則」（昭和37年運輸省令第49号）に規定する自動車検査員研修及び「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号）に規定する自動車整備士養成施設の教育（以下「<u>研修等</u>」という。）について適用する。 2. <u>留意事項</u> 3. 配信方式 オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。 1) サテライト配信方式 サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「<u>本会場</u>」という。）と本会場以外の会場（以下「<u>別会場</u>」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。 2) ライブ配信方式 ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に<u>研修等を行う方式</u>をいう。 3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して<u>研修等を行う方式</u>をいう。
---	--

第2 地方運輸局長又は運輸支局長等が行う自動車整備事業に関する研修等

1. 留意事項

- (1) 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、研修実施機関の体制を踏まえ、対面での実施に加えて可能な範囲でオンライン研修の活用を検討するよう留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 2. に移設)

3.. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情

(自動車整備事業に関する研修等のみに分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとする。

(2) ライブ配信方式

- ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とするこ
と。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を
設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講
したと認めないものとする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見えていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
- (2) ライブ配信方式

- ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とするこ
と。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を
設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講
したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受
講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見えていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

している場合	していない場合
(ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① <u>動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。</u> ② <u>動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。</u> ③ <u>動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。</u> ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ <u>講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、<u>自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合	(ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① <u>動画の内容については、地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会又は学識経験者（以下「研修動画作成者」という。）において検討すること。</u> ② <u>動画の内容の検討に当たっては、研修動画作成者相互の間又は各研修動画作成者の内部において、内容又はパートごとに担当を定めることができるとし、担当を定めた場合には、当該担当がそれぞれの役割に応じて検討を行うこと。</u> ③ <u>研修動画作成者は、その検討結果に基づき動画の作成に当たり、動画の内容を十分に精査した上で、当該動画について責任をもって作成すること。ただし、動画の加工、編集その他これらに付随する作業については、必要に応じて外部に委託することを妨げない。</u> ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ <u>質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合

(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>オンデマンド配信方式による受講が困難な者を集合させ、大型スクリーン等の設備を用いて動画を上映する方法により研修を実施することができ</u><u>る。この場合において、実施担当者が⑤から⑦に掲げる事項に相当する措置を講じるものとする。</u> 3. <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行</u> <u>受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、以下によりオンデマンド配信方式によるオンライン研修へ段階的に移行するものとする。</u> (1) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修の対象とする研修</u> <u>整備主任者研修（法令研修に限る。）及び自動車検査員研修については、オンデマンド配信方式によるオンライン研修を実施するものとし、これら以外の研修については、オンデマンド配信方式への移行は任意とする。</u> (2) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行時期</u> <u>(1)の対象とする研修に関し、令和8年度以前については、従前の対面による研修に加え、サテライト配信方式、ライブ配信方式又はオンデマンド配信方式のいずれかにより研修を実施することができる。</u> <u>令和9年度以降については、原則オンデマンド配信方式に限り実施するものとする。ただし、受講者の要望や地域の実情等を踏まえ、必要な回数に限り対面による研修（第2 2. (3)⑧の方法による実施を含む）又は他の方式により実施して差し支えないが、オンデマンド配信方式による受講への将来的な移行を図るため、その実施回数の縮減等の措置を講じるものとする。</u> (3) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修の実施方法</u> <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修は、自動車整備振興会が運用する研修システム又はその他地方運輸局長又は運輸支局長等が適切と判断する研修システムを利用して実施する。</u> <u>運輸支局及び自動車整備振興会は、研修の実施準備、運営、受講者管理</u>	(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるように計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。</u> (新設)
--	---

等について綿密に連携し、協力して実施するものとする。

第3 自動車整備土養成施設が行う教育

1. 留意事項

- (1) 教育は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより教育を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、教育を受けた日時、教育の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 教育を行う学科指導員又は学科指導員の補助を行う者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 1. に移動)

(自動車整備土養成施設の教育のみに分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による教育の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該教育を行う学科指導員を配置すること。
- ② 別会場には、学科指導員又は学科指導員の補助を行う者を配置すること。

(削除)

- ③ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。

- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた
 - (ロ) 長時間離席していた場合

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>教育</u>から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>学科指導員</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>学科指導員</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>教育の学科指導員</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>学科指導員</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>学科指導員</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演することは動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、<u>学科指導員</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>教育</u>を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合	(ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>研修</u>等から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>講師</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>講師</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>研修等の講師</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>講師</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>講師</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演することは動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった<u>講師</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>研修等</u>を受講したと認めないものとし、<u>自動車整備士養成施設の教育にあっては</u>、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合
--	---

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ 受講の進捗状況に応じた内容及びタイミン 計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高 施に努めること。	(ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は</u>、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミン グで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高 まるような<u>研修等</u>の実施に努めること。
---	---

四運技整第 10 号の 2
令和 8 年 4 月 7 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(平成元年 3 月 22 日付け四運整整第 58 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので
了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（平成元年3月22日付け四運整整第58号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
各運輸支局長 殿 四運整整第58号 平成元年3月22日 <u>（最終改正）四運整整第10号</u> <u>令和8年4月7日</u> 自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて 標記について、別添のとおり「自動車特定整備事業認証関係業務処理要領」を定めたので了知するとともに、関係者に対し周知徹底を図りたい。 別添 自動車特定整備事業認証関係業務処理要領 自動車特定整備事業（以下「特定整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則、<u>関係法令及び通達</u>によるほか、この要領の定めるところによる。 第1 認証の申請等 1 特定整備事業の認証の申請並びに変更等に関する届出（<u>以下「申請等」という。</u>）の提出書類は	各運輸支局長 殿 四運整整第58号 平成元年3月22日 <u>（最終改正）四運整整第112号</u> <u>令和7年7月9日</u> 自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて 標記について、別添のとおり「自動車特定整備事業認証関係業務処理要領」を定めたので了知するとともに、関係者に対し周知徹底を図りたい。 別添 自動車特定整備事業認証関係業務処理要領 自動車特定整備事業（以下「特定整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。 第1 認証の申請等 1 特定整備事業の認証の申請並びに変更等に関する届出の提出書類は別表の「自動車特定整備事

新	旧
別表の「自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。 2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類、対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。 3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。 第2 申請書類等の受理等 1 運輸支局長は、申請並びに変更等に関する届出の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車検査・整備情報システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。 また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。 なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。 2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付及び理由を明確にししておくこと。 第3 認証の審査等 1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書類審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあつては、現地確認を行うものとする。 2 運輸局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。 第4 認証書の交付等 1 運輸局長が特定整備事業の認証を行った場合は申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。 2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。 3 特定整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事	業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。 2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類、対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。 3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。 第2 申請書の受理等 1 運輸支局長は、申請並びに変更等に関する届出の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車検査・整備情報システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。 また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。 なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。 2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付及び理由を明確にししておくこと。 第3 認証の審査等 1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書面審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあつては、現地確認を行うものとする。 2 運輸局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。 第4 認証書の交付等 1 運輸局長が特定整備事業の認証を行った場合は申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。 2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。 3 特定整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事

新	旧
業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。 4 運輸局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする。 なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。 第5 認証申請者に対する指導 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。 (新設) 第6 電子情報処理組織による申請等 1 申請等は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、第1及び第2中「申請並びに変更等に関する届出」とあるのは「電子情報処理組織による申請並びに変更等に関する届出」と、第1、第2、第3及び第5中「申請書類」とあるのは「申請等の電磁的記録」と読み替えるものとする。</u> 2 前項の申請等を行う申請者は、<u>自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）、自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）、自動車特定整備事業の廃止届出書（第3号様式）、整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）又は役員の変更届出書（第5号様式）に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録して提出しなければならない。この場合において、別表「自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表」中の「添付資料」がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイルに記録され、必要に及び電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面または出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって当該添付資料に代えることができる。なお、既に交付を受けている認証書を有する場合、速やかに返納しなければならない。</u> 附 則 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。	業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。 4 運輸局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする。 なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。 第5 認証申請者に対する指導 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。 附 則 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。

新	旧
2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(昭和58年7月18日・高陸整第230号)は、平成元年3月31日限り廃止する。 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。 附 則 (平成7年5月25日四運整整第129号) 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通(乗用)が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のとおりとする。 3 「機械、計器、工具一覧表」(第7号様式)中サーキットテスタ、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ(いわゆる代替機器)については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリー・テスタ、バキューム・テスタ、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。 附 則 (平成9年2月20日四運整整第38号) 1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。 2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。 附 則 (平成10年3月19日四運整整第77号) 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。 附 則 (平成10年11月20日四運整整第363号) 1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。 附 則 (平成12年3月14日四運整整第83号) 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。	2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(昭和58年7月18日・高陸整第230号)は、平成元年3月31日限り廃止する。 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。 附 則 (平成7年5月25日四運整整第129号) 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通(乗用)が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のとおりとする。 3 「機械、計器、工具一覧表」(第7号様式)中サーキットテスタ、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ(いわゆる代替機器)については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリー・テスタ、バキューム・テスタ、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。 附 則 (平成9年2月20日四運整整第38号) 1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。 2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。 附 則 (平成10年3月19日四運整整第77号) 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。 附 則 (平成10年11月20日四運整整第363号) 1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。 附 則 (平成12年3月14日四運整整第83号) 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

新	旧
附 則 (平成12年9月29日四運整整第313号) 1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。 附 則 (平成14年8月19日四運技整第47号) 1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。 附 則 (平成15年6月16日四運技整第93号) 1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。 附 則 (平成17年11月1日四運技整第215号) 1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。 附 則 (平成22年3月16日四運技整第352号) 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。 附 則 (平成25年3月22日四運技整第398号) 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。 附 則 (平成27年3月19日四運技整第343号) 1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。 附 則 (令和元年7月31日四運技整第104号) 1 この要領は、令和元年7月31日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領にかかわらず、当分の間、なお従前の要領によること ができる。 附 則 (令和2年3月30日四運技整第372号) 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備	附 則 (平成12年9月29日四運整整第313号) 1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。 附 則 (平成14年8月19日四運技整第47号) 1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。 附 則 (平成15年6月16日四運技整第93号) 1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。 附 則 (平成17年11月1日四運技整第215号) 1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。 附 則 (平成22年3月16日四運技整第352号) 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。 附 則 (平成25年3月22日四運技整第398号) 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。 附 則 (平成27年3月19日四運技整第343号) 1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。 附 則 (令和元年7月31日四運技整第104号) 1 この要領は、令和元年7月31日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領にかかわらず、当分の間、なお従前の要領によること ができる。 附 則 (令和2年3月30日四運技整第372号) 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備

新	旧
に係る申請及び届出に限る。)にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の要領によることができる。 附 則 (令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号) 1 この要領は、令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附 則 (令和3年5月7日四運技整第97号) 1 この要領は、令和3年5月7日から実施する。 ただし、この通達による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。)は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の様式によることができる。 附 則 (令和7年7月9日四運技整第112号) 1 この要領は、令和7年7月9日から実施する。 ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる(施行日において申請しているものに限る。) <u>附 則 (令和8年4月7日四運技整第10号)</u> <u>1 この要領は、令和8年4月7日から実施する。</u>	に係る申請及び届出に限る。)にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の要領によることができる。 附 則 (令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号) 1 この要領は、令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附 則 (令和3年5月7日四運技整第97号) 1 この要領は、令和3年5月7日から実施する。 ただし、この通達による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。)は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の様式によることができる。 附 則 (令和7年7月9日四運技整第112号) 1 この要領は、令和7年7月9日から実施する。 ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる(施行日において申請しているものに限る。) <u>附 則 (令和8年4月7日四運技整第10号)</u> <u>1 この要領は、令和8年4月7日から実施する。</u>

(旧) 別表 自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表

申請等の内容 必要書類等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14			15	16	17	
		新設する時に認められる事項	名称の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	事業の変更	
申請書類等	申請（届出）者	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
添付資料	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
		事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	事業の承認	
提出期限（変更の日から以内）		様式	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	
		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書類等	申請（届出）者	自動車等整備事業の登記新規申請書	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動車等整備事業の変更（届出・申請）書	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動車等整備事業の廃止届出書	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		登記書再交付申請書	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		整備士名簿（運送・変更）の届出書	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
添付資料	事業の承認	役員の変更届出書	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		届出等の履歴書であることがわかる書面	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		商業登記簿謄本	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		戸籍謄本	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		住民票等事業者の住所が確認できるもの 分別、又は、譲渡の事実を証する書面	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資 料	事業の承認	C O・H Cデータに係る書類に適合していることを証する書面	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		事業場と隣れた作業場（共用敷地を含む）間の道路地図及び 当該作業場の位置、正確並びに車両庫場の位置を記載した書面	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		事業場の所在地を証する書面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		土地・建物借用書の写し等	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		隣れた作業場（共用敷地を含む）の使用に係る契約書の写し 事業修了証の写し又は整備士技能安全格付書の写し等	○注5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認 証 書 の 返 付																						

○：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
□：個人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの

注1 平成7年7月1日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年6月30日までに受けている事業者が普通自動車（乗用）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書及び認証書の返付で足りるものとする。
注2 必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。
注3 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内・電子作業場の面積開口奥行を変更した時」、「14 整備主任者氏名等に変更があった時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。

注4 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注5 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任を行う場合に、講習修了証の写しにより整備主任者の資格要件を確認できない場合は、講習修了証の写し及び整備士技能検定合格証書の写し等を添付すること。

注6（新設）

(新) 別表 自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表

申請等の内容 申請等が必要な書類等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			14			15	16	17
		申請する時に認め証を申請	名称変更の承認を申請	事業変更の住所変更	事業変更の住所変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更	事業変更の場所の変更
申請書類等	提出期限（変更の日から以内） 様式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
添付資料	提出期限（変更の日から以内） 様式	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
□：個人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの

注1 平成7年7月1日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年6月30日までに受けている事業者が普通自動車（乗用）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書及び認証書の返付で足りるものとする。
注2 必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。
注3 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内・電子作業場の面積開口奥行を変更した時」、「14 整備主任者氏名等に変更があった時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。

注4 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注5 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任を行う場合に、講習修了証の写しにより整備主任者の資格要件を確認できない場合は、講習修了証の写し及び整備士技能検定合格証書の写し等を添付すること。

注6 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について（昭和61年11月28日付、四運技整第291号）別紙「指定自動車整備事業関係事務処理要領」第6条第5項なお書きの場合、指定書を添付すること。

以下略	以下略

四運技整第340号の2
令和8年3月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」の
一部改正について

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」(昭和62年2月
5日付け四運整整第23号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたの
で了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について 優良自動車整備事業者認定規則等に基づく「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）を別紙のとおり一部改正し、平成7年7月1日より実施することとしたので、了知されたい。 ただし、一種整備工場及び二種整備工場における屋内現車作業場、その他作業場、車両置場及び完成検査場に係る基準の適用については、平成8年7月1日以降に優良自動車整備事業者の認定を申請する者又は優良自動車整備事業者であって事業場の位置を変更するものに対して適用するものとし、平成8年6月30日までは新基準又は旧基準に適合していれば、基準に適合しているものとする。 別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領 第1条（略） （法令との関係） 第2条 認定に関する事務処理は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」とい	四運整整第23号 昭和62年2月5日 <u>（最終改正）四運整整第116号</u> <u>令和7年7月9日</u> 各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について 優良自動車整備事業者認定規則等に基づく「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）を別紙のとおり一部改正し、平成7年7月1日より実施することとしたので、了知されたい。 ただし、一種整備工場及び二種整備工場における屋内現車作業場、その他作業場、車両置場及び完成検査場に係る基準の適用については、平成8年7月1日以降に優良自動車整備事業者の認定を申請する者又は優良自動車整備事業者であって事業場の位置を変更するものに対して適用するものとし、平成8年6月30日までは新基準又は旧基準に適合していれば、基準に適合しているものとする。 別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領 第1条（略） （法令との関係） 第2条 認定に関する事務処理は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」とい

新	旧
う。)、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号。以下「規則」という。）<u>関係法令及び通達</u>によるほか、この要領の定めるところによるものとする。 第3条～第4条（略） 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書類</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合すると認めた場合には、優良自動車整備事業者の認定を行うものとする。 第5条第2項～第8条（略） <u>（電子情報処理組織による申請等）</u> 第9条 第3条、第7条及び第8条の申請及び届出（以下「申請等」という。）は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、第3条第2項第2号、第4号の「記載」とあるものは、「記録」と読み替えるものとする。</u> 2 前項の申請等を行う申請者は、優良自動車整備事業者認定申請書（第1号様式）、優良自動車整備事業者の変更届出書（第2号様式）又は優良自動車整備事業者の認定の辞退等届出書（第3号様式）に記載すべき項目を電子情報処理組織に記録して提出しなければならない。この場合において、第3条又は第7条の添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイルに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて、明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書面に代えることができる。なお、既に交付を受けている認定書を有する場合は、<u>速やかに返納しなければならない。</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第107号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第375号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。	う。)、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号。以下「規則」という。）及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによるものとする。 第3条～第4条（略） 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書面</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合すると認めた場合には、優良自動車整備事業者の認定を行うものとする。 第5条第2項～第8条（略） <u>（新設）</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第107号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第375号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

新	旧
附則（令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号） 1 この要領は令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第6号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和7年7月9日四運技整第116号） 1 この要領は令和7年7月9日から実施する。 2 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>附則（令和8年3月31日四運技整第340号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>	附則（令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号） 1 この要領は令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第6号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和7年7月9日四運技整第116号） 1 この要領は令和7年7月9日から実施する。 2 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>附則（令和8年3月31日四運技整第340号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>

四運技整第343号の2
令和8年3月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について」の
一部改正について

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について」(昭和62
年2月5日付け四運整整第26号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しま
したので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく願います。

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について（昭和62年2月5日付け四運整整第26号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
四運整整第26号 昭和62年2月5日 <u>(最終改正) 四運技整第343号</u> <u>令和8年3月31日</u> 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）の一部改正に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので、認定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏なきよう取り扱われたい。 記 1～8 （略） <u>9 電子情報処理組織を使用する方法による申請等を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。</u> <u>1 (1)、(2)、(3) の「記載」とあるものは、「記録」と読み替えるものとする。なお、7「書類等の編綴順序」は適用しないものとする。</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第108号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第376号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。	四運整整第26号 昭和62年2月5日 <u>(最終改正) 四運技整第376号</u> <u>令和2年3月30日</u> 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）の一部改正に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので、認定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏なきよう取り扱われたい。 記 1～8 （略） <u>9 (新設)</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第108号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第376号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

新	旧
<u>附則（令和8年3月31日四運技整第343号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>	<u>（新設）</u>

四運技整第 1 1 号の 2
令和 8 年 4 月 7 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」(昭和 6 1 年 1 1 月 2 8
日付け四運整整第 2 9 1 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたの
で、知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」（昭和61年11月28日付け四運整整第291号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について 指定自動車整備事業規則等に基づく「指定自動車整備事業関係事務処理要領」を別紙のとおり定め、昭和62年1月1日以降は、この要領により実施することとしたので、了知されたい。 別紙 指定自動車整備事業関係事務処理要領	四運整整第291号 昭和61年11月28日 <u>(最終改正) 四運技整整第114号</u> <u>令和7年7月9日</u> 各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について 指定自動車整備事業規則等に基づく「指定自動車整備事業関係事務処理要領」を別紙のとおり定め、昭和62年1月1日以降は、この要領により実施することとしたので、了知されたい。 別紙 指定自動車整備事業関係事務処理要領
第1条 (略) (法令との関係) 第2条 事業に関する事務処理は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、指定自動車整備事業規則 (昭和37年運輸省令第49号。以下「規則」という。)、<u>関係法令及び通達</u>によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 第3条、第4条 (略)	第1条 (略) (法令との関係) 第2条 事業に関する事務処理は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、指定自動車整備事業規則 (昭和37年運輸省令第49号。以下「規則」という。)<u>及び関係通達</u>によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 第3条、第4条 (略)

新	旧
(事業の指定) 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書類</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合しており、かつ、申請者が事業を適正に運営するものと判断される場合には、事業の指定を行うものとする。 第5条2～4 (略) (変更の届出等) 第6条 1～4 (略) 5 運輸局長は、指定事業者の変更事項が指定書(第20号様式)の記載事項の変更を伴う場合は、指定書(第20号様式)を書き換えるとともに必要事項をシステムに入力し、必要に応じて第5条第2項及び第3項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。<u>なお、自動車特定整備事業の変更届及び指定書の提出があった場合、届出の内容に応じて指定書の記載事項を書き換えるものとする。</u> 第7条～第10条 (略) 第11条 自動車検査員研修については、次に掲げる事項について、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領</u>について」(<u>令和2年4月1日付け国自整第353号</u>)別添 <u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領 第5節2</u>により行うものとする。 (1) 自動車の検査方法 (2) 自動車検査用機械器具の取扱い方法 (3) 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項 第12条、第13条 (略) (<u>電子情報処理組織による申請等</u>) <u>第14条 第3条、第6条及び第7条の申請及び届出(以下「申請等」という。)</u>は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、第3条第2項第1項、第3号、第5号イロ、第6号イハ及び第7条第2項中「記載」とあるのは「記録」と、第4条中「申</u>	(事業の指定) 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書面</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合しており、かつ、申請者が事業を適正に運営するものと判断される場合には、事業の指定を行うものとする。 第5条2～4 (略) (変更の届出等) 第6条 1～4 (略) 5 運輸局長は、指定事業者の変更事項が指定書(第20号様式)の記載事項の変更を伴う場合は、指定書(第20号様式)を書き換えるとともに必要事項をシステムに入力し、必要に応じて第5条第2項及び第3項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。 第7条～第10条 (略) 第11条 自動車検査員研修については、次に掲げる事項について、「<u>自動車検査員の研修実施要領</u>について」(<u>平成15年12月17日付け国自整第123号</u>)により行うものとする。 (1) 自動車の検査方法 (2) 自動車検査用機械器具の取扱い方法 (3) 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項 第12条、第13条 (略) (<u>新設</u>)

新	旧
<u>請書に調査結果表（第19号様式の2）を添付し」とあるのは「調査結果表（第19号様式の2）を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により送信し」と読み替えるものとする。</u> 2 前項の申請等を行う申請者は、<u>指定自動車整備事業の指定新規申請書（第1号様式）、指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）、指定自動車整備事業の廃止届出書（第3号様式）、又は自動車検査員（選任・変更）届出書（第4号様式）に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録して提出しなければならない。この場合において、第3条又は第6条に対応した添付書類がスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイルに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示される時は、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。なお、既に交付を受けている指定書を有する場合は、速やかに返納しなければならない。</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第105号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第373号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）にについては、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年12月25日四運技第347号・四運技整第464号・四運技管第19号・四運技安第169号） 本改正は令和3年1月1日から実施する。 附則（令和3年3月10日四運技整第622号） 本改正は令和3年3月10日から実施する。 附則（令和5年4月10日四運技整第4号） 本改正は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が	附則（令和元年7月31日四運技整第105号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第373号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）にについては、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年12月25日四運技第347号・四運技整第464号・四運技管第19号・四運技安第169号） 本改正は令和3年1月1日から実施する。 附則（令和3年3月10日四運技整第622号） 本改正は令和3年3月10日から実施する。 附則（令和5年4月10日四運技整第4号） 本改正は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が

新	旧
「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和３年国土交通省令第６６号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和６年９月３０日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和７年７月９日 四運技整第１１４号） - 本改正規定は、令和７年７月９日から実施する。 - 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>附則（令和８年４月７日四運技整第１１号）</u> <u>１ 本改正規定は、令和８年４月７日から実施する。</u>	「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和３年国土交通省令第６６号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和６年９月３０日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和７年７月９日 四運技整第１１４号） - 本改正規定は、令和７年７月９日から実施する。 - 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>(新設)</u>

四運技整第342号の2
令和8年3月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和61年12月
1日付け四運整整第293号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しました
ので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和61年12月1日付け四運整整第293号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四運整整第293号 昭和61年12月1日 <u>(最終改正) 四運技整整第342号</u> <u>令和8年3月31日</u> 四国運輸局自動車技術安全部長 指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」(昭和61年11月28日付四運整整第291号)の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和58年5月23日付高陸整整第143号)通達は、昭和61年12月31日限り廃止する。 記 1～10 (略) <u>11 電子情報処理組織を使用する方法による申請等を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。</u> <u>(1) 1、2、4の「記載」とあるものは、「記録」と読み替えるものとする。なお、2</u> <u>(2)、7「書類等の編綴順序」、8「なお書き」は適用しないものとする。</u> <u>(2) 1 (3) の申請に係る手数料について、電子情報処理組織を通じて納付するものとする。</u>	各運輸支局長 殿 四運整整第293号 昭和61年12月1日 <u>(最終改正) 四運技整整第5号</u> <u>令和5年4月10日</u> 四国運輸局自動車技術安全部長 指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」(昭和61年11月28日付四運整整第291号)の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和58年5月23日付高陸整整第143号)通達は、昭和61年12月31日限り廃止する。 記 1～10 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
附則（令和元年7月31日四運技整第106号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第374号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第5号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 <u>附則（令和8年3月31日四運技整第342号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>	附則（令和元年7月31日四運技整第106号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第374号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第5号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 <u>（新設）</u>

別表

別表

別表

			指定自動車整備事業の指定申請																事業場の変更を伴わない事業者変更		対象自動車の追加		対象自動車の一部辞退		業務範囲の限定		業務範囲の限定の解除		事業者の氏名又は名称の変更		事業者の住所の変更		事業場の名称の変更		事業場の移転		検査場の位置の変更		検査場の間口・奥行・面積の変更		検査機器の名称・型式・数の変更 （共用設備の場合を含む）		屋内作業場の面積の変更		検査員の選任・変更		検査員の解職		対象自動車が普通（中）で大型特殊が含まれる場合の工員数緩和を受けるとき		指定の廃止		共用設備の共同使用の開始		共用設備の所有者の変更		共用設備の所有者の名称の変更		共用設備の所在地の変更		共用設備の所在地の住居表示等変更		共用設備の追加（一部から全部）		共用設備の追加又は全部から全部（一部から一部）		共用設備の共同使用の一部廃止（一部から一部）		共用設備の共同使用の廃止（全部）		指定書の再交付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
名 称		様式 サイズ	局 事前	局 事前	局 事前	局 30日	局 事前	局 事前	局 30日	支 30日	局 30日	局 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 15日	支 15日	局 30日	局 30日	局 事前	支 30日	支 30日	局 事前	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局

(注) 1. ○は必要
2. △は該当するときに必要
3. ※1は自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要
4. ※2は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを終えている場合には添付を省略してかまわない。
5. 対象自動車の追加の場合であって、既存の対象とする自動車の種類よりも小さい自動車を追加する(軽自動車の追加を除く。)場合は、第2号様式及び指定書のみでよい。
6.(新設)

(新)

別表

			指定自動車整備事業の指定申請		事業場の変更を伴わない事業者変更	対象自動車の追加	対象自動車の一部辞退	業務範囲の限定	業務範囲の限定の解除	事業者の氏名又は名称の変更	事業者の住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の移転	検査場の位置の変更	検査場の間口・奥行・面積の変更	検査機器の名称・型式・数の変更 (共用設備の場合を含む)	屋内作業場の面積の変更	検査員の選任・変更	検査員の解職	対象自動車が普通(中)で大型特殊が含まれる場合の工具数緩和を受けるとき	指定の廃止	共用設備の共同使用の開始	共用設備の所有者の変更	共用設備の所有者の名称の変更	共用設備の所在地の変更	共用設備の所在地の住居表示等変更	共用設備の追加(一部から全部)	共用設備の追加又は全部から全部	(全部から一部)	共用設備の共同使用の一部廃止	共用設備の共同使用の一部から一部	共用設備の共同使用の廃止(全部)	指定書の再交付	
名 称		様式 サイズ	局 事前	局 事前	局 事前	局 30日	局 事前	局 事前	局 30日	支 30日	局 30日	局 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 15日	支 15日	局 30日	局 30日	局 事前	支 30日	支 30日	局 事前	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	支 30日	局 30日	局 30日	
1	指定自動車整備事業の指定新規申請書	1	○	○																														
2	指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書	2			○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	事業場の組織図		○	○																														
4	作業工程図		○																															
5	事業場の設備を記載した平面図	1/200	○					△				○	○			○																		
6	車両置場(借用の場合に限る。)の位置及び面積を記載した平面図並びに契約書等(写)		△	△								△																						
7	自動車検査場の位置及び面積を記載した事業場平面図	1/200	○									○	○	○								○			○				○			○		
8	自動車検査用機械器具配置図	1/100	○		○			○				○	○	○	△							○			○		○	○	○	○	○	○	○	
9	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあっては、騒音計検定済票。検査用スキャンツールにあっては、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合は不要。)		○※2		○			○				△※1	△※1	△※1	△※1							○※2			○		○※2	○※2		○	○	○	○	
10	共用設備に付置された車両置場と位置及び面積を記載した平面図	1/200	△		△																	○			○									
11	共用設備使用確認書又は共用設備の使用管理台帳	16 又は 16の2	△	△	△																	○	△											
12	共用設備管理規程		△	△	△										△							○	○			○	○							
13	共用設備に係る使用契約書等(写)		△	△	△										△							○	○			○	○							
14	事業場と共用設備間の道路地図		△	△	△																	○		○										
15	自動車検査員選任(変更)届	4	○	○															○	○														
16	自動車検査員教習修了証書(写)		○																○															
17	自動車検査員再教習修了証書(写)		△																△															
18	貸借対照表及び損益計算書 (または経過説明書及び事業計画書)	12・13	○	○																														
19	事業者及び事業場の沿革		○	○																														
20	その他、特に指示する書面		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
21	指定自動車整備事業の廃止届出書	3		○																	○													
22	指定書書換届	30																		○														
23	指定書再交付申請書	31																																○
24	指定書			○	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○					○		○			○		

(注) 1. ○は必要

2. △は該当するときに必要

3. ※1は自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要

4. ※2は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを終えている場合には添付を省略してかまわない。

5. 対象自動車の追加の場合であって、既存の対象とする自動車の種類よりも小さい自動車を追加する(軽自動車の追加を除く。)場合は、第2号様式及び指定書のみでよい。

6. 「事業者の氏名又は名称の変更」、「事業者の住所の変更」、「事業場の名称の変更」の場合、認証の変更届により処理することにより。

国自旅第37号
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、LPGスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

については、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

タクシー事業における軽自動車の活用について

1. 対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

2. 手続方法

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第 3 項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

3. 導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号）別紙 1.（4）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

①最低車両数が 10 両以上の地域：営業所の配置台数の 2 割まで

②上記以外の地域：営業所の配置台数の 5 割まで

※小数点以下は切り捨てとする。

4. 運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 100 号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

5. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

① セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。

② ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

6. 車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整第 49 号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

7. 利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

- ① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。
- ② タクシー乗り場において混乱等が生じないように、必要な対策が講じられているか。
- ③ タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。
- ④ 軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。
- ⑤ その他必要な対策が講じられているか。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

今般、標記についての通達を制定したので各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人全国個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国 自 整 第 49 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6.
に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いた
ただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に
基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しない
もの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道
路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令
第 70 号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ①日常点検整備（法第 47 条の 2）（1 日 1 回、運行開始前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第 1
- ②定期点検整備（法第 48 条）（3 か月ごとに行う定期点検）
 - ・自動車点検基準別表第 3

2. 年次検査

- （1）法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）
に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省
令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受け
ること。
- （2）（1）の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検
査を実施したものとみなす。
- （3）（1）に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- （4）年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継
続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- （5）年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者
は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、
旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- （6）法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を 2 年間
保存すること。

軽 自 動 車 検 査 協 会 理 事 長 殿

国土交通省物流・自動車局
自 動 車 整 備 課 長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）

法人タクシー事業者が使用する、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号。）以下単に「通達」という。）」において定めたと

ころ。
通達 2.（1）において、法人タクシー事業者は、軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の適合性の確認を受けることとしており、当該年次検査は、通達 2.（4）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会（以下「軽検協」という。）の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準への適合性を確認するものとしている。

については、軽検協における軽自動車タクシーの年次検査の実施に係る取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査を実施されたい。

記

1. 手数料額等

年次検査の実施に要する軽検協に納付する手数料（消費税相当分を含む。）は、車両提示時の継続検査等と同額（技術情報管理手数料金額分を除く。）とし、当該手数料については、あらかじめ軽検協のウェブサイト等に公表すること。

なお、年次検査は、法令に基づくものではないことから手数料に係る税の取扱いについては留意すること。

2. 検査予約・予約確認

年次検査の予約及び予約確認は、車両提示時の継続検査に準じた方法により行うこと。

なお、軽検協の窓口においては、軽検協が別途定める年次検査受検申出書の予約確認欄に受付印を押印することにより、予約確認処理を行うものとする。

3. 年次検査の実施方法等

- (1) 年次検査は、車両提示時の継続検査等と同じ方法により保安基準の適合性を確認すること。この場合において、当該保安基準の適合性の確認には軽自動車検査協会検査事務規程 2-10 で定める確認事項を除く。また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用については、同別添中「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。
- (2) 年次検査の結果、保安基準に適合（OBD 検査の合格を含む。）する場合は、検査票等を回収するとともに、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知すること。なお、当該書面には、車両番号、車台番号下 3 桁、検査年月日、検査実施事務所名及び検査結果の記載を行うこと。
- (3) 年次検査の結果、保安基準不適合（OBD 検査の不合格を含む。以下同じ。）の項目がある場合は、必要な整備を行ったうえで再度年次検査を受検し合格しなければ、当該自動車を旅客を運送する自動車運送事業の用に供することはできない旨を受検者に通知すること。その際の運行に係る取扱いは、保安基準第 56 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- (4) 年次検査当日の再入場については、軽自動車検査協会検査事務規程 2-11 の継続検査を準用するものとし、その場合においては、手数料の納付を要しないこととする。
なお、上記によらない場合は、再度受検を行うのものとして改めて手数料の納付を行わせること。
- (5) 年次検査の結果、保安基準不適合の項目がある場合であって、「当該自動車の使用を停止する必要があると認めるとき」には、軽自動車検査協会検査事務規程 3-4-4 の規定に準じて、使用の停止の措置を講じること。
- (6) 年次検査の結果、受検車両が道路運送車両法第 67 条第 1 項の規定に該当した場合は、受検者へ自動車検査証の記録変更等が必要な旨を説明し、受検者が変更を希望した場合は、適切に対応すること。
- (7) 年次検査の検査記録（検査票等や電子データ等）は、2 年間保存すること。

4. その他

- (1) 年次検査に関する問合せ（保安基準適合性に関する問合せを除く。）に対しては、最寄りの運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）を案内すること。
- (2) その他、本通達に基づく具体的な運用については、運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽検協関係者で協議し実施すること。

以上

国 自 整 第 5 5 号
令和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

新旧対照表		(下線部分は改正部分)	
新	旧		
国自整第283号 令和6年3月29日 <u>国自整第55号</u> <u>改正 令和8年6月1日</u>	国自整第283号 令和6年3月29日		
各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車交通安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長	各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長		
自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について	自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について		
「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。	「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。		
1. 点検整備 （1）・（2）（略） <u>（3）（1）に基づき中間点検、年次点検を受ける際には、その旨を書面等により当該点検に係る指定自動車整備事業者に依頼等を行うこと。</u>	1. 点検整備 （1）・（2）（略）		

<u>(4)</u> 法人タクシー事業者は、自家用自動車について（１）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を２年間保存すること。 2. 年次検査 （１）法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、<u>有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u> （２）（１）の<u>期間内において</u>、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等により<u>有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。</u> <u>(3) (1) に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。</u> <u>(4)</u> 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。 <u>(5)</u> 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用	<u>(3)</u> 法人タクシー事業者は、自家用自動車について（１）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を２年間保存すること。 2. 年次検査 （１）法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、<u>直近の継続検査等の日から起算して 1 か月が経過する日から 1 2 か月が経過する日までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u> （２）（１）<u>において</u>、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等に<u>合格した場合には、年次検査を実施し、保安基準に適合することを確認したものとみなす。</u> <u>(3)</u> 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。 <u>(4)</u> 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用
---	---

自動車を用自動車活用事業の用に供さないこと。 <u>(6)</u> 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。 別添 （略）	自動車を用自動車活用事業の用に供さないこと。 <u>(5)</u> 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。 別添 （略）
--	--

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について
(依頼)

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(以下「自家用車活用事業」という。)に供する自家用車の車両整備管理については、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて(令和6年3月29日付け、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)」3.(3)に基づき、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下単に「通達」という。)」において定めたところ。

通達2.(1)において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく検査(以下「継続検査」という。)に加えて通達に基づく年次検査(以下単に「年次検査」という。)を行い、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、通達2.(4)において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という。)の自動車検査官(検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

このうち、自動車機構における年次検査については、継続検査との手続の流れを可能な限り変えないとの観点から運輸支局及び自動車検査登録事務所(神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。)の窓口における取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査の実施に協力されたい。

記

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応

- (1) 年次検査に関しては、自動車機構と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

- (2) 年次検査を含む検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、年次検査は予約により行うことを原則とする。
- なお、予約台数の設定については、継続検査の予約台数を考慮に入れたうえで、必要に応じて自動車機構との協議により行うものとする。
- (3) 自動車機構における年次検査並びに当該年次検査の予約及び予約確認は、継続検査に準じた方法(検査の予約確認及び運輸支局等から自動車機構への審査依頼(以下「検査受付業務」という。)を職員に代わり行う装置による検査受付業務を含む。)により行われることから、年次検査に際し、運輸支局等の窓口において自動車機構が定める年次検査受検申出書(以下「申出書」という。)の提出があったときは、申出書、自動車検査証、自動車検査票に不備(年次検査受検申出書又は自動車検査票に自動車機構が定める年次検査の手数料額の自動車審査証紙の貼付が確認できないものを含む。)がないことを確認したうえ、申出書の予約確認欄に官署及び日付を表示した印を押印して予約確認を行うものとする。
- (4) (3)による予約確認を行う際には、申出書、自動車検査証及び検査票を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。

以上

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたところ。

両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

ついては、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第 4 に限る。)、別添 3(第 3、第 4 及び第 5 に限る。))及び別添 6(第 2 に限る。))並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年3月2日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の8第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課

年次検査とは

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。

126

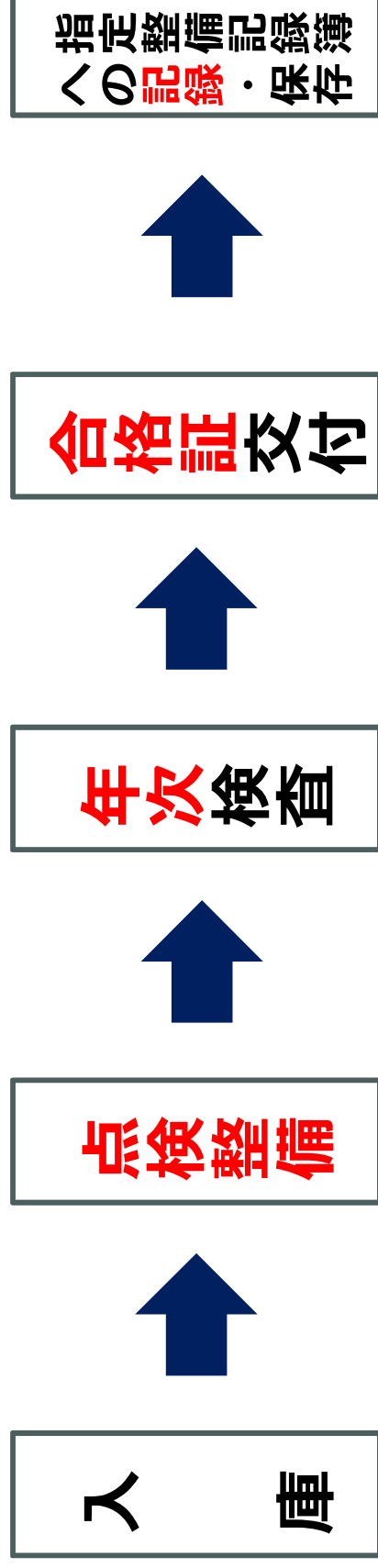
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会で実施されるほか、指定自動車整備事業者も実施できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

- ◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。
 - ◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。
- ※ただし、依頼者に交付するものが異なります。
- ※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

- ◆点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。
- ◆検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。
- ◆指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。

128



Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。

A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。

Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。

A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受け¹²⁹ることは可能です。

Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。

A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。

Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。

A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

Q. 検査前の点検項目はどれですか。

A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）、シビアコンディション、特殊な構造及び装置に関する点検となります。

Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。
A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが異なりませんが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要があります。

Q. 年次検査の料金はどうのように設定するのですか。

A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。

Q. 年次検査の車両がOBD検査対象の場合は、OBD検査を実施するのですか。

A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてOBD検査モードで検査します。

Q₃₁ 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。

A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。

Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。

A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。

A. 紙での保存でも構いません。

Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。

A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで[※]送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。

Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。

A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。

Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。

A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

FAQ⑤

Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。

A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号） に準じて扱われます。

Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。

A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。

133

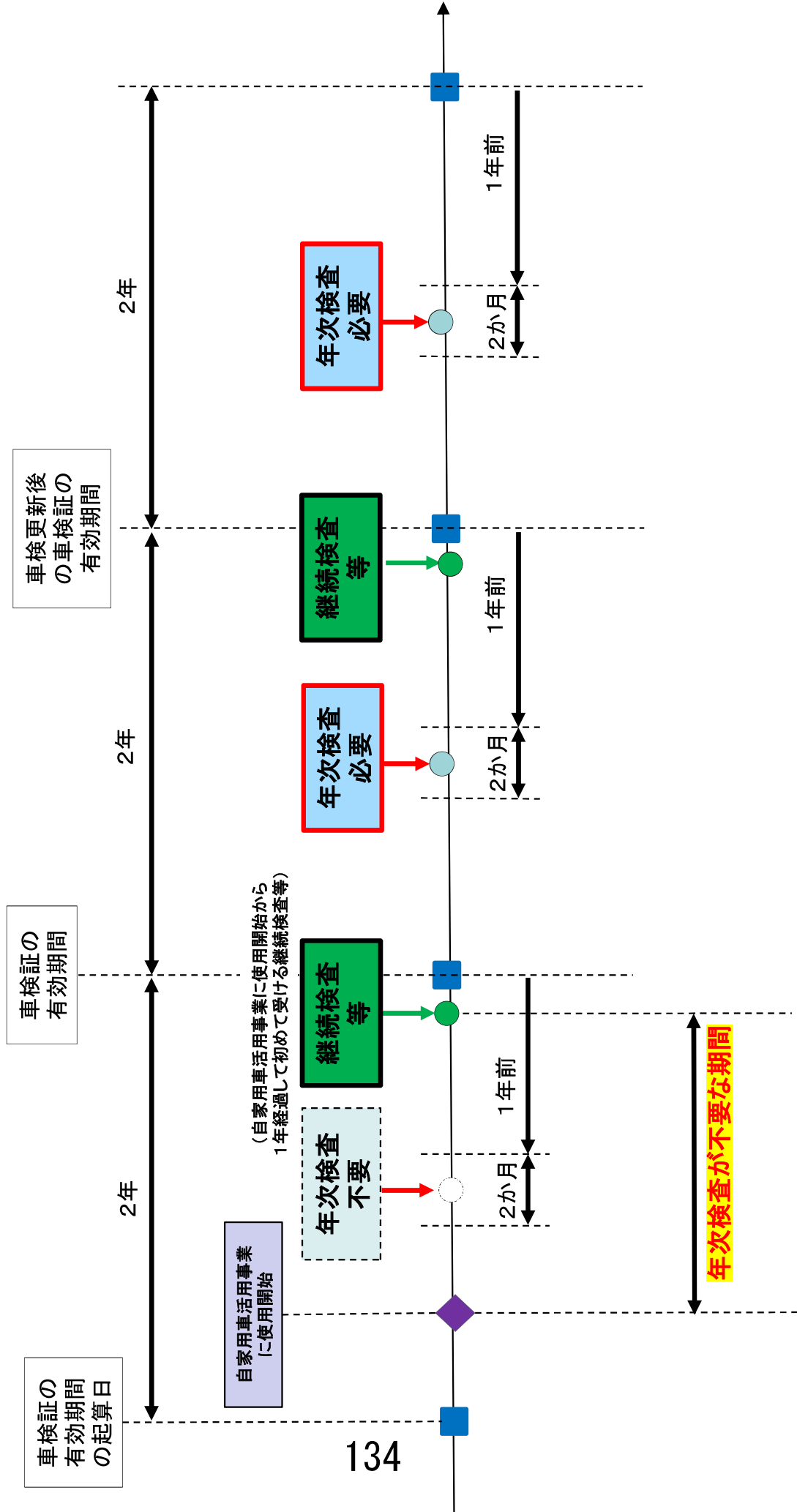
Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。

A. 交付できません。

Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。

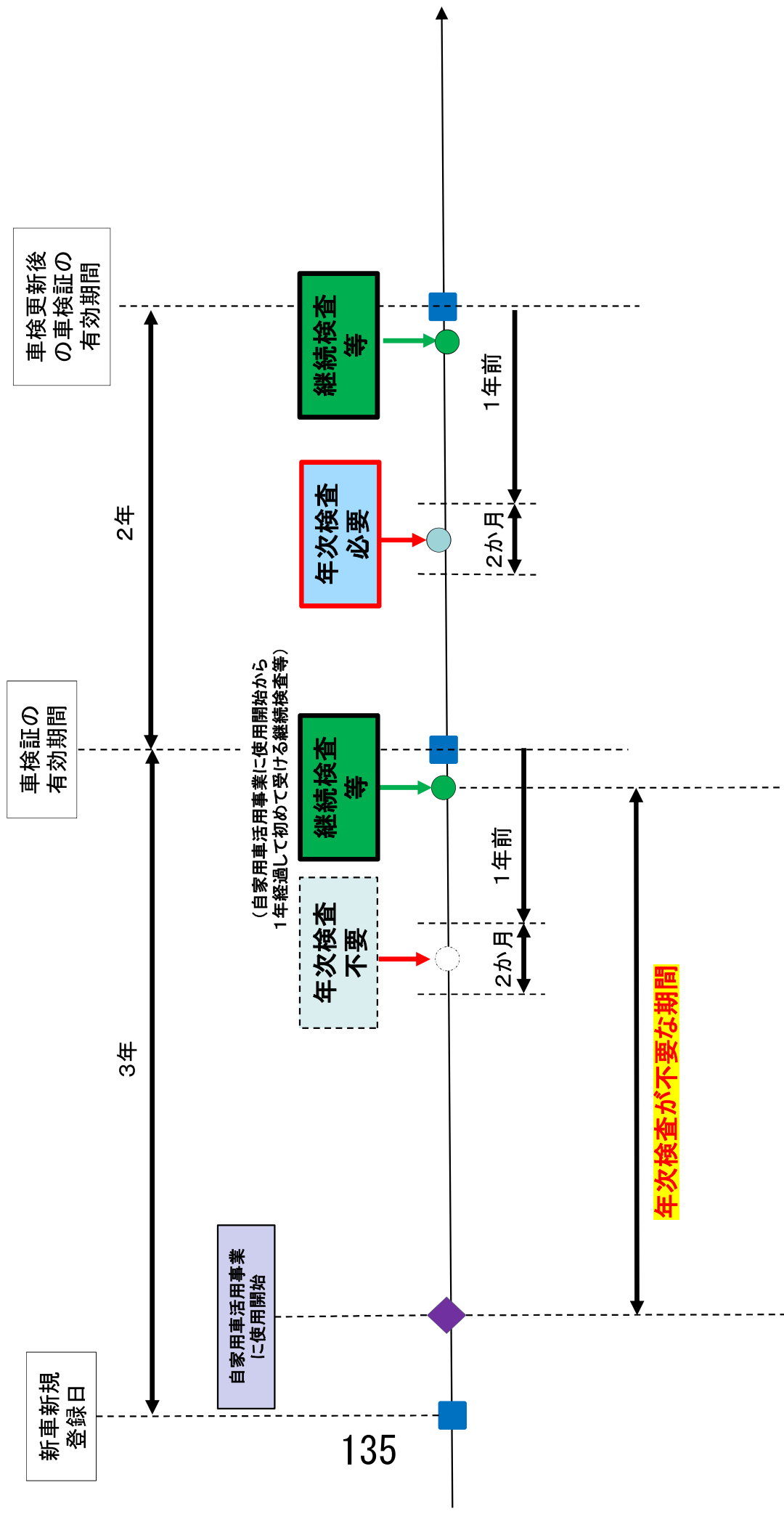
A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。

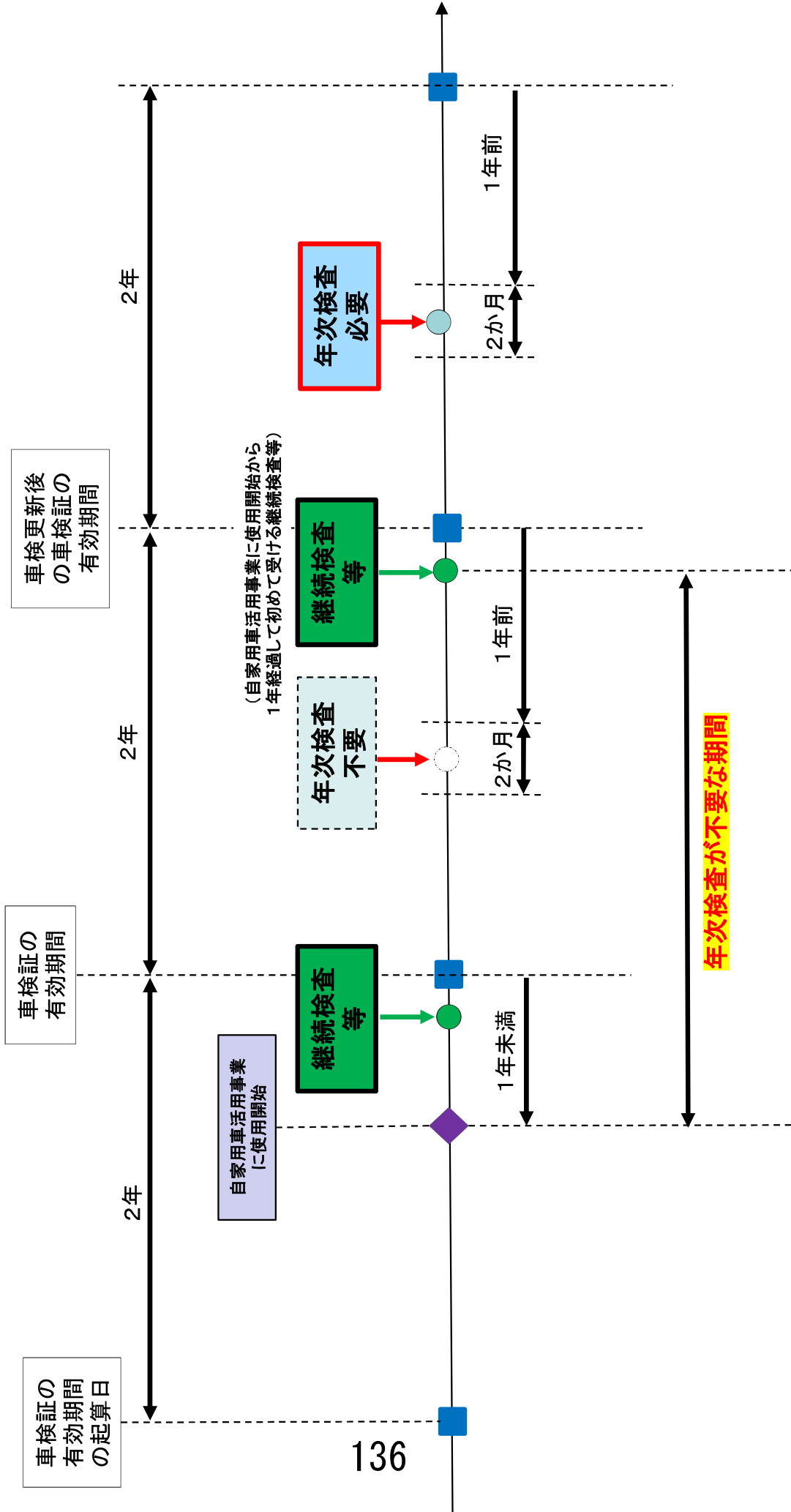
自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超①



135 国土交通省

2 自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超





令和 8 年 6 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

新旧対照表		(下線部分は改正部分)	
新	旧		
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 <u>国自整第87号</u> <u>改正 令和8年6月25日</u>	国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日		
各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長	各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長		
自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について	自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について		
「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。	「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。		
1. 点検整備 （略）	1. 点検整備 （略）		

2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、<u>指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。</u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。 (2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合 <u>又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合</u>には、年次検査を実施したものとみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)	2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、<u>年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。</u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。 (2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)
---	---

自動車整備事業者の皆様へ

エンジンオイル等の油脂類
シンナー、塗料等の溶剤
高品位尿素水（AdBlue®等）
を購入予定の皆様へのお願い

エンジンオイル、シンナー、塗料、高品位尿素水等については、日本全体で昨年とほぼ同量の供給を確保できていますので、下記についてご協力をお願いします。

① 一時的な需要ひっ迫防止のため、通常量の購入にご協力をお願いします。

② 調達についてお困りの場合は、
二次元コードの四国運輸局（相談窓口）まで、情報提供をお願いします。

四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課
skt-jidousya@ki.mlit.go.jp



令和10年1月から「紙」の保安基準適合証 の取扱いは、原則“廃止”となります

運輸支局窓口のDX化のため、令和10年1月から「紙」の保安基準適合証（保適証）の取扱いとは原則廃止され、「電子」の保安基準適合証のみの運用となります。※軽自動車検査協会の取扱いも同様です。

■「紙」の保安基準適合証をお持ちの方へ

- 「紙」の保適証の取扱いが原則廃止されますので、在庫を多く保有している事業者は計画的な使用をお願いします。

■電子保安基準適合証を利用登録していない方へ

- 「電子」の保適証を利用するには、利用登録手続きが必要です。
- 電子保適証の利用登録後、OSS（ワンストップサービス）の利用申請をすることで、OSSによる継続検査が利用可能となります。
- 記録等事務代行制度を利用することで、支局（軽検協）に來訪することなく、自社にて自動車検査証の有効期間更新作業を行うことが可能となります。

■各種利用登録・相談窓口

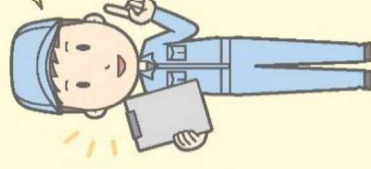
- 電子保適証・OSSの利用 ➡ 整備振興会又は自販連 等
- 記録等事務代行制度の利用 ➡ 最寄りの運輸支局（軽自動車検査協会）

電子保安基準適合証のメリット

○これまで原則手書きで行っていた、保安基準適合証（保適証）等の作成に要する時間が短縮。

○紙の保適証よりも早く交付が可能。

○保適証管理簿の電子化により、管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

・保適証の作成に要する時間が圧倒的に短くなり（紙と比較して1/3程度）、検査以外の経理や営業などに時間が回せるようになった。

・小さい工場の場合、職員は兼務で様々な業務を行っており、時間の節約は大きく、小さい工場ほど導入効果があると思う。

・残業を無くす取り組みをしており、作業時間の短縮は非常に大きい。

電子保適・OSSはこちら



「日整連自動車情報サイト」

記録等事務代行制度はこちら



「記録事務代行ポータル」